

平成 28 年第 4 回定例会

むかわ町議会会議録

平成 28 年 12 月 13 日 開会

平成 28 年 12 月 14 日 閉会

むかわ町議会

平成28年第4回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (12月13日)

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会及び開議.....	5
議事日程の報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
諸般の報告.....	7
町長行政報告及び提出事件の概要説明.....	7
一般質問.....	9
中 島 勲 議員.....	9
三 上 純 一 議員.....	17
大 松 紀美子 議員.....	27
山 崎 満 敬 議員.....	42
野 田 省 一 議員.....	49
北 村 修 議員.....	59
散 会.....	71

第 2 号 (12月14日)

議事日程.....	73
本日の会議に付した事件.....	74

出席議員.....	7 4
欠席議員.....	7 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	7 4
事務局職員出席者.....	7 5
開 議.....	7 6
議事日程の報告.....	7 6
諮問第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 6
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 7
議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 9
議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 0
議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 1
議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 3
議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 7
認定第 1 号から認定第 7 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決.....	8 8
意見書案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9 2
意見書案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9 5
意見書案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9 7
意見書案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9 8
意見書案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9 9
所管事務調査報告の件.....	1 0 1
閉会中の特定事件等調査の件.....	1 0 2
議員の派遣に関する件.....	1 0 2
閉議及び閉会.....	1 0 2
署名議員.....	1 0 3

むかわ町告示第60号

平成28年第4回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年12月2日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成28年12月13日(火)午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
7番	長谷川健夫	議員	8番	小坂利政	議員
9番	山崎真照	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	13番	野田省一	議員
14番	三倉英規	議員			

不応招議員（1名）

12番	木下隆志	議員
-----	------	----

平成28年第4回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年12月13日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
8番	小坂利政	議員	9番	山崎真照	議員
10番	津川篤	議員	11番	北村修	議員
13番	野田省一	議員	14番	三倉英規	議員

欠席議員（2名）

7番	長谷川健夫	議員	12番	木下隆志	議員
----	-------	----	-----	------	----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	大久保利裕	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	高田純市	総務企画課主幹	西幸宏

総務企画課 主幹	石川英毅	総務企画課 主幹	酒巻宏臣
総務企画課 主幹	鎌田晃	町民生活課長	八木敏彦
町民生活課 主幹	飯田洋明	健康福祉課長	高橋道雄
健康福祉課 主幹	今井喜代子	健康福祉課 主幹	藤田浩樹
産業振興課長	成田忠則	産業振興課 主幹	東和博
産業振興課 主幹	松本洋	産業振興課 主幹	今井巧
建設水道課長	為田雅弘	建設水道課 主幹	江後秀也
建設水道課 主幹	兄後敏彦	地域振興課長	田所隆
地域振興課 参事	萬純二郎	地域振興課 主幹	加藤英樹
地域振興課 主幹	中澤十四三	地域経済課長	藤江伸
地域経済課 主幹	山本徹	国民健康保険 穂別診療所 事務局長	石垣政志
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	齊藤春樹
生涯学習課 参事	中村博	生涯学習課 主幹	大塚治樹
教育振興室長	金本和弘	教育振興室 主幹	田口博
選挙管理委員 会事務局長	高田純市	農業委員会 事務局長	大友三成
農業委員会 支局長	藤江伸	監査委員	辻圓治

事務局職員出席者

事務局長 新正之 主任 長谷山美香

開会及び開議の宣告

議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回むかわ町議会定例会を開催させていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

議事日程の報告

議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

会議録署名議員の指名

議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、星 正臣議員、8番、小坂利政議員を指名いたします。

会期の決定

議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、12月7日開催の第9回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議会運営委員長。

〔三上純一議会運営委員長 登壇〕

議会運営委員長（三上純一君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、今月7日に開催いたしました第9回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第4回定例会の運営に関する件であり、まず副町長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定している事件の概要説明がありました。

今定例会に町長から提出される審議案件は7件で、その内訳は諮問1件、議案6件であります。議員等から提出を予定している審議案件は15件で、その内訳は認定7件、意見書案5件、その他3件であります。

提出審議案件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、会期日程表に記載のとおり、認定第1号から認定第7号までの7件であります。認定7件については、平成27年度むかわ町各会計決算について本年9月開催の定例会において特別委員会を設置し、その審査を付託されたものであり、その結果を報告するものであります。

議員提出の意見書案は1件であります。12月2日に各常任委員会協議会が開催され、協議の結果、受理番号13番は意見書案第14号として所定の賛成者をつけ提出されております。

陳情文書表の受理番号16番から23番の8件につきましては、12月2日開催された総務厚生文教常任委員会協議会及び産業建設常任委員会協議会で協議の結果、受理番号19番は意見書案第15号、受理番号21番は意見書案第16号として所管の総務厚生文教常任委員会構成委員で提出することが決定しております。受理番号22番は、委員長の津川 篤議員が提出者となり、構成委員のうち山崎真照議員、山崎満敬議員、中島 勲議員、長谷川健夫議員、木下隆志議員が賛成者となり提出することが決定しております。受理番号23番は意見書案第18号として産業建設常任委員会構成委員で提出することを決定しております。

なお、受理番号16番から受理番号18番までの3件と受理番号20番につきましては、総務厚生文教常任委員会協議会で協議の結果、全議員への印刷配付することとしております。

次に、一般質問については、3番、中島議員ほか5名から15項目の通告がありました。その取り扱いは通告のとおりとします。

次に、本定例会の会期については、以上の審議案件数と取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり本日と14日の2日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮をお願い申し上げます。

次に、議会中継についてですが、むかわ四季の館、穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーにおいて放映されております。

なお、審議の妨げになるような私語は厳に慎まれるようお願いいたします。

以上申し上げ、平成28年第9回議会運営委員会の報告といたします。

議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとさせていただきます。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日13日から14日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から14日までの2日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第77号のとおりでございますので、御了承願います。

町長行政報告及び提出事件の概要説明

議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。町長から行政報告及び町長提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに平成28年第4回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

行政報告1件につきまして御報告を申し上げたいと思います。

さきの第1回むかわ町議会臨時会で報告いたしました中谷産業株式会社穂別工場について、その後の経過を御報告いたします。

6月30日、中谷産業株式会社の加藤代表取締役社長が来庁された際に、本年末で穂別工場を閉鎖する旨の説明を受けたことから、7月19日に私と副町長以下関係職員並びに議長により穂別工場を訪問し、工場の建屋の状況、従業員の処遇等について確認するとともに、7月27日には私と議長が神奈川県小田原市の本社を訪問し、再度存続の要請を行ってきたところでございます。その後も残念ながら会社の方針というのが変わることなく、工場閉鎖に向けた準備が進められていることから、再就職に向けハローワークの求人情報を提供するととも

に、工場と連絡を密にし、従業員の去就についてを注視してまいりました。

最終的に本社異動となる1名の方以外の20名の方が辞職することになるものでございます。町としましては、過日、就労支援の一助として離職者の方に対し就労意向等の調査を行っており、希望する方には該当する職種の町内事業所に再就職希望者としての情報提供する運びになっているところでございます。なお、工場建屋につきましては、引き続き借り受ける事業者を募っていくとのことであります。

昭和49年、創業者でございます中谷正二氏のふるさとへの強い思いにより開設され、地域の振興に寄与されたその功績は、まことに多大なものがあると思っております。これまでの貢献に対し深く感謝を申し上げしつつ、まことに残念なことではありますが、工場閉鎖を迎えることを御報告いたします。

次に、本定例会で御審議いただく事件は、諮問1件、議案6件でございます。

諮問第3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦が必要なことから、議会に対し諮問し、意見を求めるものでございます。

議案第59号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件につきましては、東胆振広域圏定住自立圏構想の推進において追加項目が生じたことから、苫小牧市との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第60号 東胆振広域圏振興協議会の廃止に関する件につきましては、定住自立圏による連携事業により広域連携にかかわる施策の推進を行っており、本年度の東胆振広域圏振興協議会総会において協議会の廃止について合意されたことから、廃止手続を進めるための議会の議決を求めるものであります。

議案第61号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、仁和小学校を平成28年度をもって穂別小学校に統合・廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第62号 むかわ町町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、富内銀河会館を町民会館として設置し、既存の富内生活館を廃止するため、関係条例の整備を行うものであります。

議案第63号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）、議案第64号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、いずれも事業の必要性から所要額の

補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員からご説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（三倉英規君） これで町長行政報告及び提出事件の概要説明は終わりました。

一般質問

議長（三倉英規君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

中 島 勲 議員

議長（三倉英規君） まず初めに、3番、中島 勲議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

3番（中島 勲君） 通告に基づきまして、次の2項目について質問をいたします。

第1は、J R日高線の存続についてであります。J R北海道は単独では日高線を復旧、維持するのは困難であるとの見通しを表明いたしました。これを受けて沿線7町長がJ Rと協議に入ったことを報道機関関係が伝えておりました。そこで、このマスコミ報道では断片的な流れはわかるのですが、協議の概要あるいは要点について伺いたいと思います。

それから2番目には、この日高線につきまして、今後の本町住民の日高線利用者の動向、これをどのように捉えているのかお伺いいたします。

それから3番目に、この被害の少ない鷓川から日高門別間の運行再開を模索する動きが報道されておりますけれども、本町としてはこの運行再開に向けてどのように対処、処理、行動されているのかをお伺いいたします。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） J R日高線の存続についての御質問にお答えをしたいと思います。

1点目の日高線の復旧についてのJ R北海道と沿線地域の7町との協議の概要についてでございますが、議員御承知のとおりJ R日高線沿線自治体協議会というのは、現在、不通になっております鷓川から様似間の線区で被害を受けている沿線自治体で早期復旧と線区維持に向けた協議の場として設置された協議会でございます。本町につきましては当協議会に参加しておりませんので、J R北海道から提供された情報により御説明を申し上げたいと思います。

協議会の設置後、この間6回の沿線協議会が開催されております。直近の協議概要でございますが、9月に開催された第5回の協議会でJR北海道から上下分離方式、線区維持に必要な地元負担13億4,000万円という具体的な方法というのが提示され、11月7日開催されました第6回の協議会で、沿線自治体としてはJR北海道の提案というのは受け入れられない旨の回答が表明されております。そこで、JR北海道に対して、今後の日高線のあり方について鉄道事業者としての責任ある回答を求めているところでございます。また、11月15日に日高線町村会と日高総合開発期成会として、日高7町から国土交通省に対し国の財政支援を求める緊急要望活動が実施されております。

次に、2点目の本町住民の日高線利用者数動向についての御質問でございます。

現在のところJR北海道で集計をしている最中のため、正確な数字というのはお示しできませんが、平成26年度の乗降人員調査によりますと、鶴川駅の乗降人数につきましては、1日平均128.8人という数字が示されております。現在、むかわ町から苫小牧市内の高等学校へ通学する高校生、約80名おります。苫小牧市内の医療機関に通院する高齢者等を勘案いたしますと、本町住民の利用状況については若干の減少はあるものの、ほぼ同様の人数で推移していると認識しているところでございます。

3点目の運行再開に向けての対処についての御質問でございますが、鶴川から日高門別間の運行再開につきましては、本町に対しJR日高線沿線自治体協議会からもJR北海道からも具体的な協議というのはございません。運行再開に向けましては、これまでも議会の中で触れさせていただいているところでもございますが、この1線区の問題ではなくて、北海道全体の公共交通網というのを今後どうしていくのかという視点というのが重要とされており、JR北海道が鉄道事業者としての公共交通機関の役割というのをしっかりと果たすために自社努力をしていくことは当然とされておりますが、北海道全体、さらには国として対応をすべき問題と受けとめているところでもございます。そのためにも、今後におきましても国、北海道、関係自治体との連絡、連携、情報交換というのを行いながら早期の復旧、そしてJR日高線存続に向けての対応に努めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

3番（中島 勲君） お伺いしますと、やはり新聞等マスコミでの範囲であったようにお聞きしました。それはそれで構わないのですが、ただ私は、このJR日高線に代表されるよう

に、これは全道的にもそういうことですが、むかわというものを中心にして少しは物を考えていくべきであるというふうに考えております。今までは、マクロ的に北海道の住民の足、あるいは日高線近隣の住民の足というようなことで考えてきました。よって、今町長から説明ありましたように、JRと住民の代表が協議を持ってこられたということでございますけれども、私はこのJR問題を調べてみましたら、このJR、いわゆる国営であった国鉄からJRに民営化されたという時点からこの問題は考えていく必要があるのではないかと。そうでないと今言われたようにJRと住民との間でお願いします、いやできないと、こういうやり取りでないかと簡単に言えばなります。当然これはJRは株式会社ですから、採算に合わなければこれは投資はいたしません。これは当然のことです。

しかし、行政からいうと町民、住民の福祉あるいは高齢者に対する思いやり、こういう観点からJRというものを捉えていかなければならないのではないかというふうに考えております。

もう少し申し上げますが、国営から民営になったのは、昭和62年です。それから約30年もたちました。今から30年前というと、今のように少子高齢化という問題は、そう大きくは取り上げていなかったのではないかと私は思っております。そういう時期に民営化ですからしようがないという形で進んだと思いますけれども、今、少子高齢化、少子もそうですけれども、今問題は高齢化なんです。高齢化をどうするかということ考えたときに、今新聞等で、あるいはテレビ等で言われておりますけれども、高齢者の乗用車、運転免許の自主返納、これは非常にクローズアップされておりますし、これからまだまだ問題になってくると思います。そうすると、この免許の返納は皆さんに迷惑をかけないということでもいいんですけれども、今度は自分の足がないと、移動する手段がないということでやむなく高齢者が運転をしている。車の高性能もあるんでしょうけれども、毎日のように何と申しますか、頭の中が混乱してアクセルとペダルを間違えて突っ込んだとか、あるいは人の列に突っ込んで何人も命を奪ってしまうとか、本当に悲惨なことが出てきます。そういうことを解消するためにはやっぱりこの方法はどうだとしても免許証返納と、そうするとその方の足、これが必要になってくるかと思えます。

これはきょうは触れませんが、札幌のように年寄りに安いバス定期券を与えると、そういうことも一つの方法でしょうけれども、きょうはそういうことを背景にした場合に、JRと住民、あるいは住民の代表の方が話し合うのは悪いとは言いませんけれども、そうではなくて住民として地域としてどう取り組むんだと。今申し上げましたようにお年寄りがふ

えて免許を返納だと、足がないということ自治体として取り上げていただきたいと思えます。そして、JRとある程度幅を置いて、その分国なり道なり、開発局であるとか国土交通省であるとか、そういうところに地域のこういう実態を伝えていく、こういうことが大事でないかなと思っております。

先ほど言いましたように、高校生は少しですけれども減少傾向にあるということでございますから、まず減少でなくても現状維持でも構わないんですけれども、ふえるということになればこれは大変なんです、大体现状維持か減るということですから、そうであれば、繰り返しますけれども、老人、お年寄りに対する考えをこのJRという一つのけじめをつけていく上で考えていく必要があるかと思えますが、これらについてどうお考えでしょうか。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 昭和62年の国鉄分割民営ですか、これからの、この間の経過については発言は控えさせていただきたいと思えますが、今、中島議員がおっしゃられた高齢化も含めて、今それぞれの全国の自治体で取り組んでいる地方創生、どう人口減少も踏まえて対応していくか、視点というのは、これはそこをつなぐ公共交通には大きなワードとされているのかなと思えます。

それと、高齢化等にかかわっての地域住民の方の足を守る、これはもうこれまでも私どもも町村会等を通じて国等にも訴えかけてきておりますが、鉄道の存続、これを維持していくための一つの視点として捉えているところでございます。

そこで、先ほど答弁でも申し上げましたが、今回、私どもの基本的なスタンスとして、今現在、路線を分割して一自治体とJRとの向き合い方ではなくて、早期の復旧、それとこの鉄道の路線維持の姿勢というのは、私は今の段階で変えるつもりはございません。

さらに重複しますけれども、大量輸送機関としての地域公共交通のかなめとされる鉄道、これは先ほど中島議員が62年以前の国鉄のあり方も含めて持論を吐かれたとおりで思えます。その鉄道の運営主体のJR北海道が今現在単独維持が困難として公表された、道内では13線区になっています。これまで日高線について沿線7町の協議会を中心として、この協議というのが進められてきているところでもございます。

今回の困難な線区につきましての総延長は約1,237キロメートル、これは現在の道内の路線全体の48%とも、ほぼ半分ともされているものでございます。北海道全体としての今まさに鉄道、そして公共交通体系のあり方という、確保というのがまさに問われてきているのではないかなと、改めて思っているところでもございます。これの今後のあり方によっては重

大な影響というのも懸念されてきているかと思えます。大きな危機感を持ってこの問題の対応に努めていきたいと思えます。重ねて、北海道の全体の問題として、北海道がある面調整役になることが必要であると考えているところでございます。

議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

3番（中島 勲君） 今、町長の話から、道も前面に出ていくべきであるということ聞きまして、もっともだと思います。それで、国なりあるいは道も積極的に出る、参画し、問題解決に当たるんですけども、繰り返すようですけども、我がむかわ町として、それでは、例えば町長1人が協議会というか、そういう協議を持って進めていくのか、私はもちろんそうであってほしいと思えますけれども、プラス先ほど言いましたように、お年寄り、老人がたくさんおるわけです。あるいは高校生を持った家庭もいるわけですから、住民の意思、住民の盛り上がり、こういうものをバックアップにして町長を中心に、JRではなくて国なり、道なりに対して要請をしていくという方向のほうがより効果があるのではないかなというふうに考えます。

具体的に言いますと、本町においてこの日高線、特にこの段階まで来ますと、今鷗川まで来ていますから、それは言わなくてもみんなわかっていることですから、現在使用している鉄路を維持してほしいということ、例えば住民に呼びかけて、老人クラブ、あるいはたくさんお年寄りのクラブありますから、そういうところだとか、あるいは町内会、自治会、この方に呼びかけると私は300人ぐらい集まるんじゃないかなというふうに指を折っております。そして、そこで集会を開いて、住民としてこういう切に望みがあるのですということ、道をの知事なりに伝えていくことによって、JRを抜きにして、JRはJRで別ですから、抜きにして自治体の福祉活動、福祉行政、これに結びつけていったらどうかなと考えるわけですけども、くどいようですけどももう一回お願いいたします。こういう考えいかがでしょうか。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 先ほども申し上げましたけれども、鉄路の日高線、苫小牧から様似間、これを日高線と名づけられているかと思えます。これの早期復旧と鉄路の維持存続を図る上での、今、中島議員が言われた高齢者の方々の今後の動向、傾向というのも含めた視点というのは、存続の大きなバックボーンになると私は捉えているところでございます。

ただ、現在のところ、先ほども申し上げましたが、JR北海道から現在それぞれ、我が町

についてもそうですが、具体的な提案というのは、今後の条件も含めて相談の内容というのでもテレビ報道の枠を超えているところではございません。そういった現状を捉えながら、議会終了後でございますけれども、15日に苫小牧から鶴川間、今日高線として運行されている中において、議員御案内のとおりこの間も苫小牧を中心として1市3町で、苫小牧地方総合開発期成会としてもこの日高線の早期復旧と維持を国に対しても要望に努めてきている経過がございます。そういったことも含めてこの間の、15日に今予定されているところでもございますが、東胆振の1市4町の中において、今後の協議のあり方、あるいは協議の進め方等々について意見交換を図っていきたくと考えているところでございます。

議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

3番（中島 勲君） わかりました。それで、私感じるんですけれども、例えば、様似までの関係の復旧についてのJRとの話にしましても、今になってみると、何かちょっと口が悪い言い方ですけれども、協議そのものが野球でいえば消化試合というような感が否めないんです。私はそう見えています。ですからそういう流れを今回、今言いましたように鶴川はまだ今走っているわけですから、そういう消化試合というようなことではなくて、条件を勝ち取るというようなことではなくて、本論を勝ち取るということで、真正面から町長には向かっていただきたいと思います。いかがでしょう。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 繰り返しますけれども、私は路線を部分で判断するつもりはございません。一路線としての、何度も申し上げますけれども早期復旧と、それと存続維持、路線維持という姿勢を持って、そして、その根底には先ほど触れられております通学の皆さん、あるいは通院の皆さんの利用者の皆さんの声というのを、そしてその足を確保するということが公共交通が、それは使命であると捉えておりますので、そういった姿勢でこれからも望んでいきたいと考えております。

議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

3番（中島 勲君） 町長の考えはわかりましたので、ひとつ強力に、JRとはもちろんですけれども、それよりも道なり国に対して、いろいろ方法あると思います。選出されている代議士もおもしろし、議会議員もおもしろし、そういう方々にお願いをして、JRとは別なルートで交渉をしていただきたい。そのバックボーンとして、繰り返しますけれど

も、住民の意思を結集した集会とといいますか、そういうものを組み立てして、町長はもちろん代表ですから、そういうここには入りませんと思いますけれども、あとは適当な方が代表になって、そしてそういう町民の盛り上がりをつくるというふうにやっていただきたいと思います。

以上でこの問題について終わります。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 住民の方々へのこの問題の説明等々、先ほどからも申し上げていますように、今現在 J R 北海道、さらには沿線 7 町の協議会のほうからも具体的な協議というんでしょうか、相談は持ちかけられておりません、今の段階で。しかし、J R 北海道のほうから条件等も含めて町のほうに提示があった場合には、しっかりと丁寧な説明というのを J R 北海道にも求めていきたいと思っております。

議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3 番 中島 勲議員 登壇〕

3 番（中島 勲君） 2 番目の質問でございますけれども、むかわ町の汐見 1 区の高潮対策についてであります。これにつきましては、8 月 17 日から 31 日までに発生した一連の台風によって汐見 1 区東部、特に本町の施設であります飲料水供給施設、これがありますけれども、この施設は汐見 1 区住民のライフラインであって、生活のかなめでもあります。今回の高潮による飲料水供給施設の被害あるいはこの施設付近住民の民家への海水床下浸水被害など、従来経験したことのない自然災害が発生しました。

道路における豪雨、高波、高潮、住宅浸水あるいは道路冠水等の災害発生直後の対応につきましては、9 月の議会定例会において、質問に対しましてそれぞれ具体的な答弁がありましたので今回は割愛しますが、1 つだけ、平成元年に整備しました汐見 1 区にある飲料水供給施設被害について、その後の稼働状況について伺います。

この施設の供給ポンプは、平成 23 年に約 600 万円をかけて取りかえ工事を行っております。今回の海水浸水によってこの施設の稼働能力に変化が生じたのか、あるいはまた将来的にこの給水能力維持についてどのような見通しを持っているのかを伺います。

それから最後に、今回のこの民家への床下浸水など高潮被害を最小限に抑えるため、今後どのような対策を講じていく考えなのか、3 つについてお伺いいたします。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） ただいまの 3 つについてということでございますけれども、通告

の中では1点でありましたので、まずは通告の中身についての答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、8月17日から過去に例のない3度の台風によります大雨、そして8月31日の台風10号によります高潮によりまして被害を受けました汐見1区冠水被害の復旧対応につきましては、9月の定例会で説明しましたとおり応急的な素掘り側溝とポンプ排水などで解消を図ってきたところでございます。

また、今後に向けた対策といたしまして、水道施設周辺の大型土のうによる越波対策、さらには排水作業の効率化のための排水管集水ますの一部拡大や管渠の清掃を実施してきております。これら排水施設の適切な管理に今後も努めながら、被害の減少を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、飲料水供給施設は、施設地下の受水槽にオーバーフロー管から海水が逆流したというふうに考えられたことから、正常な飲料水供給に支障を来したところでございます。半日程度断水をし、復旧をしたところでございます。このようなことから、オーバーフロー管に逆流防止装置を設置することによりまして被害を防止することが可能というふうに考えてございます。地元水道管理組合と災害時の操作方法など、そういった協議をしながら今後進めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

2点目につきましては、担当のほうで答えをさせていただきます。

議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

建設水道課長（為田雅弘君） 私のほうから、2点目の汐見1区簡易給水施設のポンプの被災の関係についてお答えしたいと思います。

ただいま汐見1区の飲料水供給施設につきまして中島議員から御説明がありましたとおり、当施設は平成元年に設置しておりまして、それ以降、平成5年、平成18年に2回ほど給水ポンプの制御関係の小破修繕を行ってきております。ポンプ本体の取りかえは平成23年に全面的に行っております。ポンプの能力につきましては、設置当時の計画、1日当たり50トンとなっており、平成23年に取りかえましたポンプにつきましても、ポンプの能力につきましては毎分200リットル、1日当たり約288トンの送水の能力を有しておりまして、今回の高潮でポンプ本体への冠水はなく、十分な能力は有しているものと認識しておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから3点目の今後の対策についての質問にお答えしたいと思います。

まず、汐見の冠水の被害におきまして、9月定例会以降、大型土のうによる対策を進めてきておりました。今後は防潮堤、波を防ぐ件におきましては、海岸管理者が北海道でございますので、北海道に対しまして防潮堤の設置、またはそれに似たようなものという形の要望をしていくという形を進めていきたいと思っております。

また、浸水のほうの排水のほうについて、道路排水等はこちらのほうの施設で管理しているんですが、今後、汐見1区付近の地形及び配水系統、ちょっと地形等を調査しまして研究していきたいと考えておりますので、御理解よろしく申し上げます。

議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

3番（中島 勲君） わかりました。

それで、先ほど副町長から逆水防止装置というんですか、これを設置する予定とかと聞いたんですが、これは経費的にどれぐらいかかるのかということ。もしわかっておればお願いします。

議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

建設水道課長（為田雅弘君） 先ほど副町長から御説明いたしました逆流防止装置につきましては、概算ではございますけれども50万円程度あれば完了するものと考えておりますので、御理解願いたいと思っております。

議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

3番（中島 勲君） 先ほど江後主幹のほうから、高潮に対する備えを、防潮堤を、これは当然道の所管でございますから道ということでございますが、当然そういうことになりましたが、やはり一番はむかわでございますので、被害をこうむればむかわの町民ということになりますので、この辺を念頭に置きまして、強烈にひとつ要請をしていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

三 上 純 一 議 員

議長（三倉英規君） 次に、5番、三上純一議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

5番（三上純一君） 通告いたしました2点について伺います。

アイヌ施策の拡充について、まず幾つか見解を伺いたいと思います。現在、北海道アイヌ協会に加入している会員は2,337名です。むかわ町でも162名の方が会員になっております。一時期から見るとおよそ半減しているという状況ですけれども、したがって実際にはその今の数字の数倍に及ぶものと思います。そういう中で、かつての同化政策や差別的な扱いによって、生活や教育面で厳しい環境下にあるアイヌ民族は今も少なくないわけであります。つまり、負の遺産を今なお引き継いでいるという現状にあるということでございます。

北海道が実施いたしました2013年度の生活実態調査では、生活保護率は調査した市町村の平均より1.4倍高く、逆に大学進学率は0.6倍という低い結果が出ているわけであります。1997年、アイヌ文化の振興を目的としたアイヌ文化振興法が制定されましたが、生活や教育支援は法制化されませんでした。

ことし平成28年3月に北海道アイヌ協会の要望を受けて、菅官房長官は、差別や偏見を究極的に解消するために現行のアイヌ政策を継続するだけでは不十分ということで、アイヌ民族が抱えている生活向上対策や貧困問題から来る幼児期の教育問題などを含めて、幅広くアイヌ政策に取り組む必要があり、法的措置の必要性についても総合的に検討したいというふうに表明いたしました。そういう中で国は今新しい法律、いわゆる新法制定に向けて検討に入っているという状況です。

このことを受けまして、北海道議会あるいは各地で意見書なども可決されているという状況です。こういう国や北海道の動きと連動した自治体のあり方が重要になってくると考えているわけでございます。特に本町は、アイヌの人たちが移住する全道49市町村の中で4番目に多い会員数を誇っています。今からその受け皿としての環境整備を考えておく必要があると思いますし、問題意識を共有しておく必要があると思いますが、どのような見解を持っているかお伺いいたします。

2つ目に、今アイヌ文化を発信する拠点として2020年に民族共生象徴空間、これ略称ですけれども、これが白老町に整備されます。国立としてアイヌ民族博物館、あるいは公園、さらには慰霊施設などが設置され、総事業費100億円とも言われております。近隣町としてのかかわりや連携が重要になってくると思いますが、この点についても考え方を伺っておきます。

また、この象徴空間について年間100万人の来場者を見込んでいられると言われております。そういう中で、白老町は町活性化推進会議を発足させて議論を加速させております。東胆振

1市4町で取り組んでいる定住自立圏形成協定での共有した議論は現在されているのかどうか、さらに今後どのような議論が期待されるのか伺っておきたいと思います。

4つ目に、アイヌ文化の発信や歴史の史実について、学校の役割も重要であります。現在、これまであるいは今後の取り組みについて教育委員会の見解を伺っておきたいと思います。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 私のほうから1点目から3点目について触れさせていただきたいと思っています。

まず、現在、政府におきましてアイヌ民族支援の施策を検討するアイヌ政策推進会議ですか、ございまして、内閣官房長官を座長とするこの会議、アイヌ協会、関係団体の代表者のほか北海道知事、札幌市長等々で構成されているとお聞きをしております。アイヌ民族の方の生活や教育支援を目的とした新法の制定に向けて検討を進める方針を決定し、その具体的な議論がされていると伺っております。

一方では、御承知と思われませんが、北海道アイヌ協会、全国規模の総合的なアイヌ施策の根拠となる新たな法律、いわゆるアイヌ新法と呼ばれておりますが、この新法の早期制定に向けた国への要請について、道内各自治体に理解を求める取り組みが行われているかと思えます。

また、白老町ポロト湖畔に整備予定でございますアイヌ民族の歴史、文化を学び伝えるナショナルセンターと呼ぶんでしょうか、民族共生象徴空間の主要施設でございます国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園を2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて一般公開される予定でございます。アイヌ協会としましては、公開する前年を目途に、生活向上関連施策の幼児期から教育の充実や若者の就職支援、さらに産業の振興などを中心とする新法を国が主体的となり早期に制定するよう国に対して求めているところでもございます。

このことから、北海道も新法制定は最重要課題と考え、国が法的措置の必要性について総合的に検討する方針は、大きな一歩と受けとめていることでございます。町としましては、御案内のとおりむかわ町のまちづくり計画、この中にもアイヌ文化の振興、さらに生活支援及び生活環境の整備を掲げ、この間に来ております。国と北海道との検討する具体的なこれからの動向に合わせながら、しっかりと取り組んでいく覚悟でございますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2点目の民族共生象徴空間の整備に伴う近隣町としてのかかわりと、3点目の定住

自立圏形成協定の連携事業としての議論についての御質問、関連がございますので一括してお答えをしていきたいと思っております。

御承知のとおり、民族共生象徴空間につきましては2020年の開設に向けて現在準備が進められております。現在、白老町では地元の住民の方々を中心に官民が連携し、当該施設の活用等についての協議が進められており、まずは町内の体制整備、こういったことを優先に、他の自治体との連携については次の段階で検討をしていきたいとの意向があるとされております。このことから現段階では東胆振広域圏におきましては、東胆振定住自立圏共生ビジョンの圏域の将来像に記載がされております定住自立圏形成協定にかかわる追加項目としては提案されていない状況でもございます、現段階。

しかし、東胆振圏域の1市4町で構成されております苫小牧地方総合開発期成会、御存じかと思いますが、最重点要望事項として民族共生象徴空間の整備促進等についての国への要望活動にこの間取り組んできているところでもございます。本年11月には施設周辺の道路整備と国道36号線を含めた交通アクセス改善について、室蘭地方総合開発期成会と連携し、これも国に対して要望活動を実施してきているところでもございます。圏域としての民族共生象徴空間との連携事業も含めた今後のかかわり方につきましては、白老町の事情もございしますので、地元の協議体制がしっかりと整った時点でその対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思っております。

議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

生涯学習課長（齊藤春樹君） アイヌ施策の拡充についての4点目についてお答えいたします。

まず、本町におけるアイヌ文化に関する学校での取り組みについては、小学校においては社会科副読本の中で北海道が蝦夷地と呼ばれていたころ、むかわ町内にもアイヌの人たちが住んでおり、生活していたことなどが記述されているほか、中学校の社会歴史の教科書の中でアイヌ民族と松前藩として紹介されております。こうした記述に基づいて、各学校ではアイヌ文化に触れる、あるいは理解する取り組みが進められており、宮戸小学校や中央小学校、仁和小学校などにおいて総合学習の1コマであったり、北海道の指定実践校としてアイヌ文化を知る、理解する取り組みとして地域の方々に講師をお願いして学習や交流活動を行ってきております。

今年度、小学校社会科副読本の部分改訂作業をただいま行っておりますので、引き続きアイヌ文化についての記述を確保していきたいと考えておりますので、今後もこの副読本に基

づき各学校において従前と同様に地域の歴史、文化として大事に考えていく教育が行われるものと考えております。

また、文化財普及活動の部分では、町民文化祭での古式舞踊の披露など引き続き活動の場の確保を図ってまいりたいと考えております。

議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

5番（三上純一君） この最重要課題というふうに近隣町の中で捉えているということは非常にありがたい話でありますけれども、いずれにしてもこの新しい法律等の国の動き、あるいは北海道の動きを見ながら、具体的なことはこれからということだと思っておりますけれども、一つそういう連携組織に臨む姿勢として、当然この定住自立圏形成協定も一つありますし、あるいは胆振と日高と連携している北海道新幹線のn i t t a n地域戦略会議、いろんな連携組織ありますけれども、そういう組織の中にどんどんテーマとしてこれから議論していくんだという投げかけ、そういったものが非常に必要になってくるんだろうと思っておりますし、むかわ町も近隣町としてそういう臨む姿勢というものがもちろんあるんだろうと思っておりますけれども、そこはやっぱり強調していただきたいなというふうに思いますし、先ほども、この象徴空間については100万人を想定する観光客を誘導するんだという目標があるようでございます。

したがって、この1市4町あるいは日胆管内の全18市町村の中でさらに連携して盛り上げていく、いわゆる自治体間を線で結ぶという、そういうことが当然必要になってくるだろうなというふうに思いますけれども、その辺の町の意気込みというものを改めて伺っておきます。

さらに、白老の戸田町長のお話をして申しわけないんですけれども、白老町は多文化共生のまちづくりを掲げて、特にその中で人材育成事業というものに力を入れております。本町も近隣町としてのアイヌ文化の伝承のための人材育成は非常に重要でございますが、実際我々やっておりますけれども、この伝承活動の実態というのは非常に厳しい現状にあります。当然、この象徴空間というのは、その文化伝承あるいは指導者を育成する拠点というふうになると思っておりますけれども、ちょっと少し先の話になりますけれども、そういった拠点ができることによって、本町からいろんな人材を派遣して、そしてその中で研修を行ってもらってアイヌ文化の地元での伝承活動のリーダーになってもらう、そういう方策もこれから必要になってくるし、近隣町としてのむかわ町もそういったことを一つのテーマとして提案し

ていくことも必要だと思うんですけども、その辺はどのように考えているか、改めて伺っておきます。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁と若干重なるかと思いますが、まずこの間、町としましても地域に密着した歴史だとか、あるいは文化の伝承活動、こういったこともあわせ、地域のアイヌの皆さんの生活福祉の向上等々のまず施策の推進に町内としても取り組んできていることは御案内のとおりでございます。

私も可能な範囲で、通年を通して行われてきておりますアイヌの皆さんが主体とするさまざまな地域での行事等々に、伝承活動というんでしょうか、お邪魔をさせていただいてきているところでもございます。そういった中、これまで伝わってきている文化の一端にも触れさせていただいているところでもございます。

その際、全道のアイヌ協会の加藤理事長ですか、ともお会いする機会もありまして、さまざまな角度でのお話も聞かせていただいているところでもございます。そのようなことから、現在進められておりますアイヌ施策にかかわる取り組みにつきましても、基本的な考え方の趣旨にもありますアイヌの方々はもちろんのことでございますが、この機会にアイヌの皆さんに寄り添った先住民族政策の再構築の視点、観点というのを大切にしながら、改めて民族共生の象徴空間の公開といったところを、この際ですからこれを国を扇のかなめにしながら北海道を初め全国、こういったところを対象にしっかりと普及発信されますことをまずは願うものでございます。

また、象徴空間の関係でございます。これは白老単独という問題ではなくて北海道全体、オール北海道で民族共生象徴空間を執り進めるための組織化もされております。こういったところで、我が町としても同じ管内として、実態も含めてさらに文化推進に向けての取り組みというのは進めていかなければならないかなと思います。

あわせて、n i t t a nの関係でいえば、今18の自治体の中で、新幹線等々も意識しながら地方創生に向けての戦略会議というのが推進されております。共通した事項として、人数の多少はございますけれどもアイヌの方々実際に生活している地域として、さらに進めていかなければならないのかなと思っております。他民族共生の文化の視点は何も否定するのはございません。改めて、先ほどのn i t t a nではございませんが、振興局の枠を超えてのむかわ町、さらには平取町、あるいは日高町といったWAKUWAKU(わくわく)協議会ということで、広域的な交流の活動の振興を図る上でもアイヌ文化の視点というのは一

つのキーワードになるのかなと押さえているところでございます。

議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

5番（三上純一君） 非常に意欲的に考えていただけているなという感想を持っているんですけども、これまでも協会の組織に当たりましては大変大きな支援をしていただいております。行政の役割、そして我々の役割、当事者としての役割もありますので、これは我々も襟を正しながらやっていかなきゃならないなど。

そういう中で、今北海道が中心となってあらゆる場面で文化の発信をしております。我々もムペツ館において協会の会員が作成した成果品等を展示してアイヌ文化を発信しておりますけれども、ムペツ館だけの中ではなかなか広がりがないというふうに思いますし、具体的な一つの提案としては、例えば四季の館の中で、一時的でもいいし定期的でもいいんですけども、パネル展のような展示はできないもののかなというようなことを考えていたので、その辺は検討させていただければなというふうに思っております。

先ほど学校の関係では、副読本等を活用して小学校等でも特に積極的にアイヌ文化の理解を進めているということがありましたので、大変いい傾向だなというふうに思っています。例えば、平取なんていうのは、あそこはもっと進んでいて、例えば伝統の衣装を縫ったり、それから今言った、先ほど答弁された総合学習をどんどん積極的に取り入れていると、アイヌ語の授業もカリキュラムに組み込んだりしているということもありますので、そこはぜひ今後積極的に取り組んでいただきたいと思います。

先ほどの、今の教育委員会の関係は、御答弁はいいです。四季の館のパネル展示等について提案させていただいたんですけども、どんな感想を持っているか伺います。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） 四季の館でのパネル展ということでございますけれども、四季の館、御存じのように町民の施設として有効に活用をさせてもらっているところでもありますけれども、文化祭等の中でもたんぼぼホールの前広場を使ってさまざまな展示等、パネル展等もやってございます。そういった意味では、こういったパネル展、提案があれば十分に対応が可能というふうに考えてございますので、ぜひ御検討いただいて、指定管理者のほうとも相談をさせていただければなというふうに思っております。

議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

5番(三上純一君) ありがとうございます。

今、白老町で整備される象徴空間でございますけれども、通常、一般的にはアイヌ文化の伝承、そしてその発信の拠点というふうになっております。さらに100万人の観光客の誘導というふうになっておりますけれども、私は、この象徴空間の究極の目的というものは、差別だとか偏見、あるいは貧困が何世代も続いてきた負の連鎖というものを断ち切るという、そういう大きな目標が我々にもあります。つまり経済格差を解消するということであります。行政の役割、我々の役割という部分での、それぞれの役割ありますけれども、行政に関してはこれ以上の、これまで以上のご支援をひとつお願い申し上げたいというふうに思っております。まして、次の質問に入ります。

学校トイレの洋式化について伺います。文部科学省は、この11月に全国の公立小・中学校のトイレについて洋式化率は43.3%にとどまっているとの調査結果を公表いたしました。本町においても約60%と、決して高くないわけであります。この洋式化促進についての考え方についてお伺いをいたします。

議長(三倉英規君) 齊藤生涯学習課長。

生涯学習課長(齊藤春樹君) 学校トイレの洋式化についてお答えします。

まず、むかわ町の学校施設におけるトイレの洋式化率の現状について報告させていただきます。平成28年4月1日現在、トイレ総数110個に対し洋式トイレが66個となっておりますことから、ただいま御質問の中にあつたとおり、むかわ町全体では洋式化率は60%となっております。しかし、学校施設間にばらつきがあり、新しい学校や大規模改修を終えている施設では洋式トイレ率が高く、鶴川中学校や富内小学校では100%となっておりますし、今年度改築を終える鶴川中央小学校についても、改築部分は全て洋式化されておりますが、旧施設を引き継ぐ体育館部分の4個が和式のため洋式化率としては81%となっております。この中央小学校の今年度2期工事の完成により洋式トイレがふえますので、完成後の洋式化率は町全体で65%程度になるものと考えております。

しかし、しばらく改修から遠ざかっている学校もございますので、洋式化率は3割から4割と低くなっておりますことから、次年度以降も施設改修を行う際には洋式化を進めてまいりたいと考えております。

議長(三倉英規君) 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

5番(三上純一君) 今、御答弁ありましたけれども、洋式化率60%というふうな数値が、

平均値ではそうなります。今言われたように穂別小学校は和式が16、洋式が7、それから穂別中学校においても和式が8で洋式が4と、和式が圧倒的に多いということになっています。

今、学校間で大きな違いがあるというふうに言われましたが、当然新しい学校は100%、鵜川中学校は全部洋式というふうになっています。今回の調査結果の中でも、今後トイレを新設、あるいは改修する場合、和式より洋式を多くするという回答は85%から90%ぐらいになっています。いわゆるそれだけニーズが多いという実態としてはあると。

さらに今、御承知のように、生徒・児童だけじゃなくて学校というのは災害だとか、あるいは運動会とか学芸会とかというのは、地域の高齢者のお手伝いをもらいながら、いわゆる高齢者が参加するというのが非常にふえています。したがって、学校のトイレを利用することが非常にふえているので、実際現場での洋式化されていないというところになると、非常に高齢者が学校に行きづらいとか、行く意欲が薄れるというふうな、そういう心配もあります。実際としては。

そういう、これ現場の先生方のお話も実際そうなんです。今回、先生方にこの調査で聞くと、まず学校の改善で必要な設備という部分ではトイレが一番、まずトイレを直してほしいという、そういう先生方の意見が圧倒的だったということでございます。随時これから改修、改善していく方向は今示されたんですけども、これ結構喫緊の課題だというふうに私は捉えるんですけども、改めてその辺、今後の改修、改善についてどのように考えておりますか。

議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

生涯学習課長（齊藤春樹君） 今御指摘のあったように、各学校間でのばらつきがありまして、未整備のまま洋式トイレ率が低い学校がございます。この後、今お話に出た富内小学校、穂別中学校と洋式率の低い学校、それから宮戸小学校もそうなんですけれども、そういった部分について若干学校の先生にも伺いましたけれども、実際、和式トイレと洋式トイレがあればやっぱり洋式トイレを皆さん使うと。和式トイレの効能というものもあることはあるんですが、現状としてはそういった、社会ではまだ和式トイレがあるという部分では体験的にそういう部分も必要かとも思われますが、実際に使われないことには意味がないということで、そういった部分では今後その洋式化を進めてまいりたいと。

ただ、トイレだけの改修で進めていくというのはなかなかちょっとまだ足りないのかなと、具体的に言いますと、補助金制度の中でも洋式化というのは大規模、施設全体の改修をやるときにやるようにという、そういった動きもございますので、その辺のこと、それから、現

在は災害の避難所の部分がございますから、そういった部分での予算というのもついてくるような動きもございますので、その辺を検討しながら改修の際の洋式化というのを優先的に考えて進めてまいりたいということで考えてございます。

議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

5番（三上純一君） 今、各家庭でも、あるいは幼稚園とか保育所、これ全て洋式ですよ。和式というのはいないんです。そういう中で育った子どもたちというのは、小学校に行って和式の使い方がわからないというのが実態にあるようです。現に、きのうも先生方に聞いたんですけれども、しゃがみ方がわからないとか、これ本当に大変なことなんだというふうに思ったんです。

きのう宮戸小学校のトイレをちょっと見させていただいて、洋式と和式あります。どちらも見させてもらいました。洋式というから、私は自分のうちでもウォシュレットとかいろいろついている洋式のあれかなと思ったんです。そうしたら洋式といってもただばたんといっただけのものなんです。実際、もちろん電気もついていない、冷たいんですトイレ、子どもたち非常に嫌がるそうです。これ何で役場の施設は全部洋式になって、すごい便座がついているんですかと、先生は言わないよ、先生は言わないけれども私はそういうふうに感じて。

これはやっぱり、確かに過去には、宮戸小学校もスペースが狭いものだから、和式のトイレを洋式にするのに2つを1つにして、空間をとって洋式にしたんです。それ全部そうはしていないんですけれども、1カ所だけそうやっているんですけれども、実態を見ると、これ高齢者が集まってきたときにトイレはまず使えないだろうなど。例えば災害時の避難、宮戸小学校も避難所になっていますけれども、これは大変な状況なんだと、改めてこれ早急に整備しなければならないかなというふうに私は感じたんですけれども。今の同じ洋式だと言いながら、洋式の便座そのものを変えるということも早急にやる必要があると思うんですけれども、その辺ちょっと考え方をもう一回伺っておきます。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 基本的な考え方として、学校のトイレは学校関係者だけで使うんじゃないよと、災害時の要望等々もありますし、多くの方々が使われるということでございます。ただ、そのタイミングというのもございますので、今後に向けて、町内の公共施設の水洗化というのも先行的にかなり進められておりますので、そういったことも含めて学校施設のト

イレにつきましても、改修のタイミングというのともあわせてしっかりと考えていきたいと考えています。

議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

5番（三上純一君） トイレは大変老朽化しやすいし、特有の汚れも残ります。日ごろのメンテナンスなども含めて子どもたちにとって快適な空間であるように、ひとつ整備していただくことを願って質問を終わります。

ありがとうございます。

大 松 紀美子 議員

議長（三倉英規君） 次に、4番、大松紀美子議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） 通告に基づき質問をいたします。

1つ目に、児童生徒の健康づくりについて伺います。

1つ目には、児童生徒の健康な体づくりのためには歯の健康が大切です。齲歯の発見数が依然として高い状況にあり、齲歯をゼロにする取り組みが急務と考えています。原因の究明と対策について伺います。

2つ目に、8020運動に取り組む考えはないか伺います。北海道は、歯科保健医療推進計画8020歯っぴいプランを推進しています。歯と口腔の健康は、生涯にわたり健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしています。80歳になっても20本以上の自分の歯を持ち、生涯食べる楽しみを享受できる生活の実現を目指したいとしています。考えを伺います。

議長（三倉英規君） 中村生涯学習課参事。

生涯学習課参事（中村 博君） まず1点目、児童生徒の健康づくりについての1点目、歯の健康についてお答えさせていただきます。

議員が御指摘のとおり児童生徒の体づくりのためには歯の健康が必要であり、大切なことと考えております。本町の歯科の有病率、27年度数値では小学校で73%台、中学校で82%台であり、齲歯率全道平均値の小学校60%、中学校54%と比較して、小学校では13%、中学校では28%ほど高い状況にあります。

傾向としては、小学校では乳歯の段階で齲歯率が高く、未処置の歯の数が10%台、処置の歯の数では23%台と虫歯になった乳歯としては33%となっております。永久歯の齲歯率は

5%から6%台であることに比べてかなり高い状況になっています。

中学生では、齲歯の未処置、処置されている歯の数で見ると10%台で推移しており、決して高い状況にはなっておりません。中学校の有病率が高い原因としては、中学校からの検診では齲歯に加えて歯肉炎が調査項目として加わっており、この率が20%程度いることから有病率全体を押し上げているものと考えられます。

いずれにいたしても歯磨きを怠ったり、砂糖のたくさん入った食べ物を頻繁にとることにより細菌が繁殖する、歯垢がふえて歯肉炎になっていると考えられますので、将来的には齲歯になるもとができていますと考えられます。齲歯をゼロにするにはなかなか難しい状況にあります。できるだけそれに近づけるための対策として、各小学校では昼食後、歯磨きタイムなどの時間を設け、歯磨きを実施しています。町の保険介護グループにおける歯科保健教室及びフッ化物洗口を各小学校で実施し、歯の健康に取り組んでいる状況であります。

就学前児童においても、町内保育所等でもフッ化物塗布などを同様に実施している状況にあります。今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

健康福祉課主幹（今井喜代子君） 8020運動の取り組みについてお答えいたします。

8020運動とは、80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという運動で、厚生労働省と日本歯科医師会が平成元年より推進しています。20本以上の歯があれば食生活にほぼ満足できると言われており、充実した食生活を送り続けるために全てのライフステージで健康な歯を保つことは大切です。

むかわ町におきましても、むかわ町健康増進計画、健康むかわ21を平成25年から34年度の10年間を計画期間として策定しており、施策項目の一つとして、歯・口腔の健康があります。妊婦期から高齢者までのライフステージに対応した歯科保健対策を推進し、目標として歯周病を有する者の割合の減少があり、その指標として65歳以上の義歯使用者の割合を70%以下にするとしています。歯を喪失する主要な原因疾患は虫歯と歯周病ですので、妊婦訪問や乳幼児健診、歯科検診等での指導強化とフッ化物塗布、洗口を実施しています。また、高齢期では介護予防教室で各地区年2回、歯科衛生士による講話を実施しており、口腔機能向上や口腔衛生について理解を深めるなどの対策を進めているところです。

議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

4番(大松紀美子君) 実は、この問題については、ちょうど2年前の12月に同じ質問をさせていただきます。そのときの御答弁も8020について以外は同じような答弁をいただきました。なぜまだ取り上げているかといいますと、その前に、今平成27年度で小学校、中学校に齲歯がびっくりするぐらい高いんですけれども、73%、中学校82%というような驚くような数字が出ているんですけれども、これは小学校、中学校に入る前の状況からいろんな点が言えると思うんですけれども、ちょっとお聞きします。ことしの10月末に行った就学児健康診断、このときの齲歯の状況と、それからむかしの保健事業計画書の中で前年度の状況、乳児健診、それから乳児健診の中の5歳児を、学校に入る1年前ですけれども、この発生状況がどうなっているかちょっとお答えください。

議長(三倉英規君) 今井健康福祉課主幹。

健康福祉課主幹(今井喜代子君) 平成28年度の保健事業計画のほうをご覧になっての御質問だったかと思うんですけれども、5歳児健診のほうにつきましては23ページのところに記載されているんですけれども、そちらのほうで虫歯の罹患率のほうが33.3%となっております。一人平均の虫歯本数が0.76本となっているところです。

議長(三倉英規君) 中村生涯学習課参事。

生涯学習課参事(中村 博君) 28年度の就学児健康診断の状況としては、歯科検診で行った結果、齲歯の数については、齲歯がある児童について両地区合わせると14名ほどがおりまして、齲歯の本数でいきますと1本が5名、2本が5名、3本が1名、5本ある子が1名、10本ある子が1名という状況にあります。

議長(三倉英規君) 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

4番(大松紀美子君) なぜそちらに言っていたかというのもあるんですけれども、私は乳児健診のところで、5年間これ残していますので調べました。そうすると、5歳児でともかくちょっとずつ減っているといえ減っているんですけれども、24年でいえば31.6%ありますし、25年がちょっと減っていて18.4%、26年でこの年すごいんです50.8%、これ5歳児です。3歳児でも結構な罹患率なんです。3歳児でこれは26年で24.6%とかと結構高いんです。だからともかくこれに本当にきちんと記録されていますので、ゼロ歳から1歳までは当然歯が生えるか生えないか、だけど今早いですよね。既にもうゼロ歳から12歳になっているときに虫歯があるという、これありますよね、実際に。3歳児健診のときには当然多くなっていると、4歳児健診はないから、5歳児検診までの間にふえていると、そして入学の

6歳です。びっくりしませんでしたか、10本ある子がいたんです。どうやってものを食べているんだろうと。私はどれだけこの歯の状態がひどい状況になっているのかということをもっとやっぱり知ってほしかった。

それで、2年前の質問のときにこういう御答弁だったんです。「子どもたちの健康を守るという点で教育保健など連携した取り組みを行って、有病率が必要だと思っています」と言いました。「保健サイドとの連携を強めて、特に齲歯については家庭教育PTA連合会等にも相談し、罹患率の減少に努めます。」こういう御答弁だったんです。この2年間具体的にどのような取り組みをされましたか。

議長（三倉英規君） 中村生涯学習課参事。

生涯学習課参事（中村 博君） 今までと同様、継続して歯科保健教室の学校での実施、それとフッ化物洗口等を引き続き実施してきておりました。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） でも、それだけではだめだということですよ。私は、8020という、高齢化になったときに介護を受ける受けないというときにも歯が20本ちゃんとあるかどうかというのは非常に大きな、その人が生きていくために必要なことだということはもう世間の常識になっています。だからこのむかわ町の、とにかく少ない生まれてきた子どもたちが本当に虫歯のない状況で大人になってほしいと、生まれてから亡くなるまでのトータルで、食べて、咀嚼して、生きていける体をつくるということは基本的なことだから、私はもっと戦略的にきちんとした、そういう戦略を持ってこの問題は取り組んでいかなければ、いつもこんな状況になっていってしまうというふうに私は思うんです。

それで、むかわはゼロ歳から高校生までの医療費が償還払いですけれども、そういう制度がありますよね。にもかかわらずなぜこんな状況が続くのか。これは2年前のときにもさんざん言いましたからわかってくださると思うんですけれども、その制度上の問題なのか、それとももっとほかに、今全国的に厚生労働省が発表していますけれども、子どもの貧困率というのが6人に1人になっている。北海道はもっとひどくて5人に1人が貧困状態に置かれていると、私は、例えばことしの就学時の健康診断を受けたときに、10本の虫歯がある6歳児、この子の生活状況はどうなっているのかと、私はそう思いました。私はそういうことを深く調べて対応していくということが行政の側からは必要だと思うんですけれども、このときに10本の虫歯があった、5本もすごいんですけれども、とにかくさっき健康診断を受けた数

を言わなかったんですけれども、むかわ町全体で49人の子どもが受けているんです。就学児健診。そのうちに今さっきおっしゃった数の子どもたちが虫歯を持っていたと。これは合計すると約30%ちょっとなんです。3割の子がもう既に虫歯の状況にあると。5歳児健診でもそうだと、3歳児健診でもそうだと、こうなったときに当然連携してトータルでこの状況を何とかしようと、私はそういうふうに感じてほしいんですけれども、いかがですか。

議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

健康福祉課主幹（今井喜代子君） 虫歯のことにしましては、乳幼児健診でもなかなか数が減っていかないというところでは、こちらのほうもすごく感じているところです。その傾向としましては、やはり虫歯の本数が多い児と少ない児の差がすごく大きいなというところは感じているところです。家庭でできる虫歯予防というところがやはり重点課題なのかなというところを感じておまして、食生活とか生活リズムというところでの虫歯予防というところを重点的に考えていきたいと、こちらとしても思っているところです。

フッ素塗布につきましても、以前よりも受診体制について、こちらのほうでの個別での呼びかけというところを強化したりとか、そのような形で対応を考えてはいるんですけれども、なかなか成果にはつながっていないというのが現状というところになっているかなというふうに思っているところです。

そのほかに学校との連携の中では、食育推進事業というものを行っておまして、栄養士のほうでこども園と、それから小学校のほうとかにお伺いして、食事についての指導とかも強化して行っているところです。歯磨きだけではなくて、やはり食生活、生活全般からの改善というものが必要と考えて対応を考えております。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） 毎年、この保健事業計画書の中では、前年のこの事業の考察ということで、今後どうしなければならないかということもここに書かれているんですけれども、何年にわたって同じようなことが書かれているんです。忙しいと思いますけれど、もっと子どもの虫歯のこと、中学生になっても、さっき聞きました、鶴川中学校で84%ですよ、84%、考えられない数字、これはもう非常にゆゆしき事態というふうに私は思うんです。

だから、さっき8020運動のところで健康推進21のところで、こういうふうに触れていますよと言っていましたけれども、でも、私はむかわ町が8020運動に近いことをやっているとは認識していませんでした。だからやっぱり8020ということで、こういうのを取り組みますよ

というふうな強烈にやっぱりアピールして、私も大人になって歯の大事さが嫌というほどわかっている年代ですから余計に思うんですけども、やっぱり本当に戦略的とさっきから何回も言っていますけれども、この虫歯を、むかわ町の子どもたちから虫歯をなくするくらいの気概を持ってやっぱり取り組むようなことが必要だというふうに私は思うんです。

だから、毎年毎年同じような考察をして、やっぱりそれが改善されないということはどこかに原因があるわけです。やっぱりそういうことも私は考えてほしいと思いますし、さっき医療制度のことを言いましたけれども、2年前のときも言っているんです。結局、一時的でも現金が用意できなければ病院にかかれないんです。幾ら後で戻ってくるといっても期間ありますよね。これは11月28日の報道ですけども、厚生労働省の調査では、市町村の子どもの医療費助成制度、全国では75%が現物給付で実施しているんです。現物給付で。お金がなくても行ける病院に。もちろん五百数十円の自己負担をとっているところもありますけれども、とにかく現物給付です、75%、償還払いが25%です。現物給付が圧倒的に多いんです。子どもの貧困がどうのこうのと問題になっていたら、現物給付でなかったら病院にはかかれないんです。歯の場合は特にそうです。歯ちょっと虫歯になりかけているというときに行ったらすぐに治せるけれども、我慢して痛くならないと行かないです、歯は。そういうことが問題になっている。それから、国による罰則措置を受けても、2年前の答弁にありましたけれども、罰則措置を受けても75%の市町村が自己負担のない現物給付で医療費助成制度をやっている。ここでちょっと町長覚えておいてください。こういう取り組みをむかわ町も考えていくべきだと私は思っているんですけども、いかがですか。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） 医療費助成につきましては、前の質問の中でもございまして、町として、低所得者対策としてそういった方については現物給付をするというような制度に改善をしていくというようなことで以前お答えをさせてもらっているところだと思います。今まさにそこに向けて私どもいろいろ協議を進めているところでございますので、御理解を賜ればというふうに思っております。

議長（三倉英規君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） 「子どもの歯からわかること」と題しまして、口の格差は体格の格差になるという文を書いている国立モンゴル医学科学大学の歯学部客員教授の岡崎先生の文をちょっと紹介させてください。

「子どもの虫歯の洪水と言われた1970年代、余りにも虫歯が多いので、幼稚園での検診は大変でした。しかし、現在家庭での虫歯予防に対する関心が高まり、激減しました。おかげで歯科検診は楽になりましたが、これまで気がつかなかった問題点が見えるようになりました。例えば、検診をしながら並んでいる子どもたちを見ていると、小柄で顔色が悪い子がいます。どうしたのだろうと思いながら口の中を見ると、虫歯だらけです。歯が悪くてかめないことが体格や顔色にあらわれているのです。これは、口の中を見ている者でないとわかりません。現在でも、そんな子が幼稚園に1人や2人は必ずいます。このようなことは昔からあったのでしょうか。しかし、余りに虫歯が多かったので、体格まで見る余裕がなかったのです。一方、小学校高学年できれいでよくかんでいる歯を持つ児童は、健康で立派な体格をしていることが多いようです。口の格差は体格の格差につながるのです。私たちの体はどこから来たのでしょうか。両親から授かった体だと言われます。しかし、両親から授かった体は出生時の体です。それでは、現在の身長、体重から出生時のそれを引いた差は何でしょう。それは食べ物です。食べ物をかんでかんで、消化、吸収しやすいようにする、まさに私たちの体は食べ物そのものと言えるのです。」

ちょっと感動しましたので、読ませていただきました。

それで、午前に引き続き、幾つかについて伺います。

先ほど虫歯の多い子どもがもう本当にすごいあふれているとお話したのですけれども、特に虫歯の多い子どもに対して個別的な指導、相談を行うべきですが、実践しているのでしょうか。それから、まして幼児期に虫歯が、先ほども検診のときに10本あったというお子さんがいると紹介しましたが、育児放棄ではないか、こういう疑いを持ったことはなかったのか、まずこの点について伺います。

議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

健康福祉課主幹（今井喜代子君） 虫歯の多いお子さんにつきましては、やはり議員さんがおっしゃいますように、家庭的なところであったりとか、生活習慣、さまざまな原因というところが考えられる人が多いというのが現状ですので、妊産婦期からそういう方については、こちらのほうでも気をつけながら個別のかかわりを持っていくようにしておりますし、乳幼児健診とかも欠席になる方が結構多くいらっしゃいます。そういう中では、個別に家庭訪問をする中で指導を強化していっているところです。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） 個別に対応をとっているということですね。個別に対応をとっている。これからもぜひお願いしたいと思います。

ちょっと隣の厚真町のことを言って申しわけないですけども、これも新聞で知ったのですが、25年ほど前から3歳児、4歳児を対象にフッ素塗布や歯科検診を継続して受けて、虫歯のない子どもを把握して表彰をしていると、こういう記事がありました。3歳から4歳の15人の子どもさんが表彰を受けたという記事がありましたけれども、むかわでもこのようなことを取り組む考えはありませんか。

議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまのお話、厚真の例でございますけれども、厚真町につきましては、むかわ町と比較したときに、小学校のフッ素のうがいをやっていますけれども、むかわ町より先に道の事業をしております、先行してやっています。むかわもその部分で苫小牧の保健所からいろいろ相談なり助言を受けまして、その後小学校にフッ素を先行導入してきています。そういった意味では、先進事例という形で厚真町のほうはそれぞれのさまざまな取り組みしていますので、一概にむかわ町がそれと同じくするかどうかというのは別でございますけれども、ある意味いいところは、そういう形で取り入れる形も確かに今後の研究課題として受けとめたいと思います。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） ぜひ、そうですね、気持ち、虫歯をなくすというそういうところに向かっていくには、あらゆることの取り組みが必要だと思いますので、ぜひ実践していただきたいと思います。

それから3つ目に、先ほども申し上げましたけれども、健康福祉課サイドと教育委員会、

この2年間で連携のためのこういう事実を共有する、じゃ、どういう対策をとろうかという
そういう連携した会議等は開きましたか。

議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（中澤十四三君） 学校教育との連携でございますが、歯科教育、歯科健康
教育です、それから食育については担当栄養士が学校に出向きまして、養護教諭、それから
担当教諭と具体的に1時間以上、2時間、健康教育の内容その他、子どもたちの健康の実情
を把握しながら授業に取り組んでいるということで、直接学校との連携を進めております。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） ぜひ強化していただきたいと思いますし、特にことしの検診時には、
特別な例ではないかと思うのですけれども、非常に虫歯が多い、たくさん持っているお子さ
んがいるということで、ぜひこれはやっていただきたいと思いますというふうに思っています。

これ、平成28年度の就学児ですけれども、平成27年度の就学児でも10本の方が1名いまし
たし、それから6本の方も1名いますし、7本の方が1名いるのですよ。もう大変なこと
ですよ。こういう方はぜひ個別指導とか、それからこのことに対しての対策のようなことをや
っぱり連携して私は行うべきではないかと思っています。

平成26年、3年間いただいたのですけれども、もう26年度ではもっとすごいのですよ。6
本が1名、7本が1名、10本、1名、11本、1名、14本、2名とかとなっているのですよ。
6本があるという方、2名です。この3年間、平成26、27、28年見ただけでも、ものすごい
虫歯の子がいる。この事実をやっぱりきちんと共有して、何とかしていただきたい。本当に
取り組みを強めていただきたいというふうに思っていますので、今の連携をもっと強化する
形でやっていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、8020運動を直接取り組む考えではないと。今の健康21を強化していきたいという
ふうに受け取ったんですけれども、あくまでも8020ということで、80歳の方が20本の歯を残
そうという運動を、この言葉を中心として取り組みを強めていくという考えはないというこ
とですか。

議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

健康福祉課主幹（今井喜代子君） 説明のほうがちよっと悪くてわかりづらかったかと思
いますけれども、健康むかわ21の中でも8020運動に取り組んでいくという姿勢のもとでいろん
な対策を組んでいるという形でやっておりますので、8020運動は実施していくという方向で

考えております。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） それで、この質問の最後にちょっとお聞きしたいのですけれども、ああ、ちょっと待ってください、ちょっと2つあったんだ。

先ほど副町長が答弁していただきました低所得者に対する現物給付、来年度からで、これ言っていますよね。これは実際に来年度から始めるということでもいいのか。では、対象はどれぐらい、人数的なものですが、どれぐらいになるのかということについて伺います。

それと、ちょっと一遍に言います、もう時間があと10分しかなくなってしまった。

教育委員会、福祉健康保健サイド、今虫歯がもうこんなになっているということに対して、また今いろいろ議論してきましたけれども、改めて具体的にこんなことをやっていったらいいのではないかなというようなことがありましたら、伺います。

議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

町民生活課長（八木敏彦君） それでは、子どもの医療費の拡大の関係でございますけれども、こちらにつきましては、もう先ほど副町長のほうから答弁させていただきましたが、現在むかわ町としての方向性のほうをある程度固めまして、今医師会等と協議をしている最中でございます。来年度4月スタートというのは今の状況ではちょっと厳しい状況でございます。医師会等との打ち合わせの中でもやはり4月の異動時期というものはなるべく避けていただきたいというのがちょっとありまして、今、資格証の更新が8月更新なものですから、その8月1日、8月をスタートということで、今協議を進めさせていただいているところでございます。

あと、対象者ということでございますが、対象者の資料、ちょっと持ってきていないのですけれども、一応、今の拡大の計画の中では非課税、今まで小学生以上の場合には小学生の入院のみ対象ということでございましたが、この部分を小学生から高校生までということで、非課税者につきましては一時負担金のみということで検討しているところでございます。

議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

健康福祉課主幹（今井喜代子君） 歯科の連携についての部分ですが、先ほどお話ありましたように、やっぱり個別での格差というのは結構大きくあるということは、こちらでも受けとめているところです。やはり虫歯がすごく多い子ということにつきましては、家庭的な育児の部分とかでも課題がある方が多いというふうに受けとめておりますので、個別

支援というところを強化しながら連携を図っていきたいと考えております。

議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

生涯学習課長（齊藤春樹君） 先ほど来の議論を参考にさせていただきますして、今後のいろいろな施策について進めてまいりたいと思っておりますけれども、今回その調査結果を見ておりまして、虫歯になるということのももちろんそうなんです、未治療の方も4割、3割という子どもがいるということも大きな問題だなということに今さらではありますけれども気がつきましたので、そういった部分についても今後、学校保健委員会なども通じましてどういう指導をしていけるか、検討していきたいと思っております。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） 学校での取り組みなんですけれども、結局学校全体で虫歯ゼロを目指そうというのが廊下にばっと張ってある学校があるのです。あと、うちの孫の学校なんですけれども、ウトナイ小学校の虫歯の子は何人です、何人を目指しましょうとか、ゼロを目指しましょうとやっているのですよ。昼食の後2分間、必ず歯磨きしているそうです。そういうこともありますので、ぜひ、子どもたちはもう小学生になると、自分の歯を大切にということにはわかるわけですから、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

次にいきます。

2つ目に就学援助制度の改善について伺います。

子どもの貧困は6人に1人、北海道では5人に1人が貧困状態にあることが重大な社会問題となっています。就学援助制度は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行う制度です。しかし、実際の支給は、お聞きしますと7月となっています。特に、新入学の子どもを持つ保護者は、子どもの入学前に準備をするには間に合いません。経済的に困窮する家庭を支援するという制度の趣旨からも、2月から3月までに入学時に間に合うよう支給する考えはないか、伺います。

議長（三倉英規君） 中村生涯学習課参事。

生涯学習課参事（中村 博君） 今の御質問の就学制度、就学援助制度に関する御質問にお答えします。

本町における就学援助については、経済的に困窮する家庭を支援するという学校教育法の趣旨にのっとり、むかわ町要保護及び準要保護児童生徒就学援助要綱により実施しております。

す。保護者から学校を通じて5月末までに申請をいただき、例年6月の町道民税の賦課確定により、対象世帯の所得確認を行って審査、認定し、7月に支給しております。平成27年度就学援助における小中学校の認定件数では、要保護が13件、準要保護が83件、特別支援学級分で1件ありました。御質問ありました新入学児童生徒学業用品費の支給件数では、小学校で6件、中学校で7件の実績となっております。

早期支給への考え方についての御質問ですが、入学時に間に合うよう支給するためには2月末ごろまでに申請書、源泉徴収票、確定申告書の写しなどをもとに、所得状況の確認書類を提出いただき、認定する必要がございます。早期支給した場合の課題や手続的な問題など、今後検討させていただきたいと考えております。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） 検討するという事は、実施する方向で検討されるのですか。

議長（三倉英規君） 中村生涯学習課参事。

生涯学習課参事（中村 博君） 今後については、今後の部分について課題とか、いろんな手続的な部分、踏まえてみないとまだわからないことから、できるだけ早急に検討したいと考えております。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） 私は1週間ぐらい前に質問を出しているんですよ。その1週間ではできるか、できないかはわからなかった、その検討はできなかったということでしょうか。

9月30日の道教委の通達、ありますよね。これで、この中にも、これ国会で5月に委員会で質問があって、文科省が児童生徒が必要とする時期に支給されるよう市町村に働きかけるということを約束して、道教委もこういった内容の通達を出しているはずなのですが、これはほかの町村でももちろん、この近隣でも2月、3月に支給する、苫小牧と室蘭ですけれども、やることになりましたけれども、確かに課題ありますよ。だけれども、やらないことはない、やろうという気持ちがあればできることだと私は思うのです。新1年生というと、1人、小学校は2万470円です。それから、中学生は2万3,550円です。30万から40万のお金を用意できれば、こんなのできることですよ。

だから、例えば早くに出してもらわなければならない、確定するために。それは、例えば概算というか、その決定を前年度でやって、それをはっきりしたときに調整するとか、やろ

うと思えば、幾らでもできることだと私は思うのですけれども。必要なときに支給されるように、急いで検討して方向性を出すべきじゃないですか。

議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

教育長（長谷川孝雄君） ただいまの御質問あったことに対してお答えします。

苫小牧市、また室蘭市の対応については、新聞報道等でも見ておりました。それで、新入学児童生徒学業用品費の有無については、制度趣旨から考えて可能性を考えたいと思っていました。しかし、認定するための世帯の所得が確定しない段階での支給となり、後になって所得制限を超えるような事態が生じた場合や、支給を受けた後、4月に入って転居した場合の問題等をどう対応していくかなどの検討課題もあります。そういう面では、前倒しする場合でも、4月支給としたほうが適当ではないかとも考えられています。そういった部分での調査、検討を行う時間をいただきたいと考えておりますので、そういうことで、御理解のほうよろしく申し上げます。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） わかりました。

ぜひ2月、3月に支給されるように検討していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それからもう一つ、この就学援助の問題の改善点という点でいえば、今、むかわ町は生活保護基準の1.3倍ですよ。その基準を1.5倍、またそれ以上に引き上げていくということも課題になっていると思うのですけれども、これらについての考え方はありませんか。

議長（三倉英規君） 中村生涯学習課参事。

生涯学習課参事（中村 博君） 今現在は、1.3でいこうという考えでおります。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） ぜひ課題として捉えていただきたいと思っています。

では、次に移ります。

J R日高線についてです。

J R北海道が単独では維持が困難な路線、10路線13区間には、日高線が含まれています。運休が続く鶴川様似間の早期復旧はもちろん、全線の維持、存続を求めるための対策の考えについて伺います。

J R北海道の経営悪化は、29年前の国鉄分割民営化に起因していると私は考えています。国は国鉄分割民営化の検証と見直しを行うべきです。北海道高橋知事は、先頭に立って、国に対し北海道の鉄路を残すために全道の市町村と力を合わせ、行動すべきです。そのことを町長は強く国、道に対し求むるべきと考えますが、見解を伺います。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） J R日高線の関係、御質問についてお答えをしたいと思います。

御承知のとおり、J R北海道につきましては、本年の11月18日にJ R北海道単独では維持困難な線区等を具体的に示し、持続可能な交通体系のあり方について地域と相談をしていくとの発表をしているところでございます。

本町に対しJ R北海道から現時点で具体的な検討、さらには取り組みの要請等はありません。今後の対策として、苫小牧市から年内に東胆振1市4町で意見交換をしたいとの打診がありましたことから、まずはこの場に参加をしながら、各市町と意見交換を行ってまいりたいと考えております。今のところ、J R日高線の沿線自治体協議会、こちらのほうからも参加要請というのはございません。しかし、J R日高線については、さきの答弁でも申し上げましたように、基本的に苫小牧から様似間を一体とした早期復旧路線維持、これらを念頭に、この姿勢で、北海道さらには関係自治体と連携、情報交換をしながら、慎重な対応に努めていきたいと考えております。

また、先ほどの答弁と重なりますけれども、この問題、1線区の問題ではないと捉えております。北海道全体の公共交通網、こういったところを今後どのように構築していくのか、こういった視点からも北海道全体、さらには国としてその対応すべき問題として捉えているところでもございます。本年、議員も御存じかと思えますけれども、11月に北海道が中心となって鉄道ネットワークワーキングチーム会議というのが設立されております。J R北海道の事業範囲の見直しと、こういったところも含めながら北海道全体の鉄道網のあり方について今、協議がされているところでもございます。

重なりますが、北海道全体の公共交通対策網の考え方が示されると受けとめているところでもございます。今後、当会議の議論結果というのにも注視しながら、引き続き苫小牧地方総合開発期成会を初めさまざまな機会を通じながら、早期復旧そしてJ R線の存続に向けての国及び北海道に対しての要望をしてまいりますので、御理解賜りますようお願いをしたいと思います。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） 基本的に、先ほどの3番議員さんの御答弁をお聞きしていただきましたので、町長の捉え方としては、私は一致しますのでその辺については構わないですけれども、今お話しされた道がつくっているネットワークキング、この議論がどうなのかと詳しいのはわかりません。報道の部分しかわかりませんが、私自身の感想といえば、余り期待できないと。JRも入っていますし。それよりも、やはり本当に北海道全体の沿線、ほとんどなくなる、幹線除いてみんななくなるみたいな状況なわけですから、やはり本当に市町村、全道民が1つになって道、国へ向かっていく、そのためにも北海道知事の動向が余りはっきりしないという批判もありますよね。私も本当にそうだと思うのです。やっぱり高橋はるみ知事が先頭に立って北海道のこの地域を残していくのだと強い意志が明確に出されていない段階では、私はもちろん国もそうですけれども道に対する不信というのは、物すごく私はあるんです。

ですから、15日に苫小牧1市4町で話し合いをされるということもお聞きしましたけれども、やはりその中でも、具体的にどういう行動を道や国に対してとっていくのかということをお聞きしたいというふうには思っていますけれども、覚悟のほどはいかがでしょうか。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 基本的な姿勢と、覚悟、決意を持ってこれまでも述べてきているつもりでございます。

改めて、北海道鉄道ネットワークキングチームでございますけれども、この間、JR北海道の今後ということで今現在の意見交換の中身でございますが、出席者の方々からはJR北海道の、言わずもがなでございますけれども、経営状況というのは非常に厳しいと。しかし、鉄道の廃止前提ではなくて、地域にのっとって、必要な交通は何かということをお聞きして地域が主体となって議論するということをお聞きしているという意見交換も出されているところでもございます。

なお、この有識者の関係でございますけれども、もちろんこの中においては北海道が地域のリーダーシップというのをもちながら、鉄道路線網というのを確保する将来ビジョンとして今年度3月までに方針を出すということでございますから、こういったところも先ほどの、これから控えております東胆振での意見交換の場においてもしっかりと状況を捉えながら、そして意見反映すべきところは意見反映しながら、今後も進めていきたいと考えているとこ

ろでございます。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） 地方と住民の足を守る云々の場合、こういった手段があるか、今町長おっしゃいましたけれども、そのネットワーキング、バスに転換すれば足は守られるんじゃないかみたいな話ありますよね。私、そういう問題ではないのです。汽車の走る線路を残す、鉄路を残すということがこの北海道の未来にとっては大事なことだというふうに思っていますので、ぜひその観点で臨んでいただきたいというふうに思っています。

終わります。

山 崎 満 敬 議 員

議長（三倉英規君） 次に、1番、山崎満敬議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） それでは、通告に基づきまして2点ほど質問させていただきます。

まず、空き家対策について伺います。

空き家の利活用及び解体などを促進する仕組みづくりについてであります。昨年9月の一般質問でも質問させていただきましたが、年度内に空き家の状況を調査して、空き家の利活用及び解体などを促進する仕組みづくりを進めていきたいとの答弁をいただきました。改めてお伺いいたします。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 本町の空き家対策につきましては、現在、商店街の空き店舗を除いて空き家住宅の調査というのがほぼ完了している段階でございます。所有者の把握及び現地確認による町内の空き家の総軒数、これ両地区でございます、181軒、住宅総数の8.4%となっております。内訳につきましては、鶴川地区68軒、穂別地区で113軒、そのうち4割弱の所有者の方々が町外者となっております。また、空き家の状態といたしましては、外観、目視の判定でございます。約7割がそのまま、あるいは改修、または一部改築により利用可能な住宅と考えられ、残る3割のうち倒壊の危険性のある住宅の判断につきましては、構造や劣化の専門的な調査というのが今必要となってきたところでございます。

空き家の利活用の促進としましては、町のホームページにおきまして空き家情報を提供する空き家バンクといった制度を取り急ぎ整備をするのと同時に、今回の調査で判明しました所

有者の方への今後の意向確認とあわせ、空き家バンク等への登録の考え方を調査、研究しているところでございます。また、これら空き家情報や意向調査の際にアピールできる活用方策といたしまして、既存の借家の改修費を助成していく「はーとふる・ちんたい助成事業」、このほか新規助成事業として、空き家を購入した方も改築する場合に利用できるリフォーム助成といった支援事業というのを次年度に向けて現在調査を進めているところでもございます。

倒壊危険家屋といった特定空き家につきましては、これは議員も御存じのとおり、助言、指導、そして勧告、さらには命令、行政代執行という一連の対応を図ることから、次年度以降全体的な制度設計というのを慎重に検討し、ここには専門的な知見というのでしょうか、専門的な調査、その結果としての対応策、支援策に取り組む考えでございます。本年度は、まずは利活用支援から一歩ずつ前進できるよう努めていくところでございます。

議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） 今お答えいただいた、進んでいるなというのと半面、少々遅いなという半面があります。先日も、むかわ町の方でないんですけれども、隣の町の方が、一度都会へ出てたまたまこっちに帰ってきたというのかな、遊びに来て寄っていただいて、実はまた戻ってきて地元のほうに住みたいんですけども、本当の地元ではなくむかわがいいのだけでも、役所のほうに行ったら空き家とかそういう情報がなかなかないもので、たまたま寄ったものですから、そういうのがあったら教えてくださいと言って帰ったのですが、そういう方もおりますので、せっかくむかわに住んでいただける、その方はたまたまアパートでもいいですし、空き家があったら購入したいという方だったのですが、そういう方もおられると思うので、むかわにせっかく家を買って住んでいただけるという機会があるので、そういうときには逃さず対応できるように早期に、今年度中に今言われたような方策をとっていただきたいと思います。

それでもう一点、老朽家屋なんですけれども、前も話しましたが、町外の方が所有者が多いという中で、もし解体をしなければならないといったときには、町内の業者を使っただくと助成金もありますというようなことも加えていただければと思いますが、その辺についてお伺いします。

議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

総務企画課長（高田純市君） 空き家対策につきましては、対応が遅いというような御指摘

をいただきました。私ども、肝に銘じて対応を急がなければいけないというふうに考えております。これから至急、本年度につきましては町長から答弁いたしました利活用部分につきまして対応し、情報提供を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、後半、町長が申しあげました次年度以降、専門的な調査やその結果としての対応策、支援策を取り組む考えというようなのがございました。具体的な解体助成といったような内容を含めまして、この段階で、空き家住宅が固定資産税がかかるときに、空き家があっても土地の固定資産税が住宅軽減というものを受けまして6分の1の税金になる、そういったものも、解体をすることによりまして5倍、6倍になってしまうというようなこともございます。そういうことも含めまして慎重に検討を進めているところでございますので、その全体的な体制といいますか、設計をしました上で、それらの解体等も含めました対応策には十分検討してまいりたいというふうに思います。今、議員から御指摘のありました町内事業者でのというような内容につきましても、検討をしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） ぜひ検討でなく、実行のためにいろいろ考えていただきたいと思いますが、普通の空き家ならいいのですけれども、危険家屋の場合は、その固定資産税、高く今度かけるという話もちらっと聞いたのですが、むかわ町としてはその方向で、さっき町長が言っていたとおり、調査を専門家にしてもらわないといけないという話だったんですが、もし本当に危険家屋で取り壊ししなければだめですよという判断というか、調査が出た場合には、持ち主さんにそういうような趣旨のことを通告して、こういう助成制度もありますからぜひというような、ぜひ仕組みをつくっていただきたいと思います。

続きまして、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税について3点ほど質問させていただきます。

まず1点目として、ここ3年間の納税状況を、それと2点目として、今年度、去年からことし、ここ二、三年の返礼品の開発状況について、3点目としては、ふるさと納税を促進するために新たな取り組みを行ってきたのかどうか、その3点についてお伺いをいたします。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） ふるさと納税についてお答えをいたします。

3年間の納税状況につきましては、平成25年度は寄附件数3,472件、寄附金額は4,500万

7,800円、平成26年度は7,480件、1億1,581万7,101円と増加傾向になっておりましたがけれども、平成27年度は減少いたしましたして5,331件、7,822万5,000円、平成28年度11月末現在では1,398件、2,233万円で、27年度の同時期と比較いたしますと寄附件数、金額とも4割弱程度の実績となっております。

返礼品の開発状況及びふるさと納税を推進するための新たな取り組みにつきましては、寄附者の利便性を高めるため、申し込みから支払いまでのネット上での手続を簡略し、平成29年4月から運用できますよう大手サイトとの間で準備を今進めているところであります。あわせて、寄附者情報の管理や返礼品発送業務につきましても対応できる管理用のソフトの導入というのを進める予定となっております。

また、来年4月からの展開にあわせて、新たな返礼品の開発及び町ホームページのふるさと納税サイトの刷新を図るため現在調整を行っている状況でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） ここ3年、本年度もいろいろと、一時は上がったんですが、どんどん落ちている。ことしになってからは今現在4割。これ、何でこんなになるのかなというふうに、先日の決算委員会でも話に出たんですが、返礼品の開発状況、今聞きますと、結局何もやっていないということですね、ここ3年か4年。あとは、促進するための取り組み、ネットの新しいサイト、その辺はいいんですけども、根本的にこの返礼品の開発状況が何もしていない、つまり汗をかいていないからほかの町村に負けて、納税額がどんどん減ってきたということととらざるを得ませんが、その辺の考え方についてどうでしょう。

議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

総務企画課長（高田純市君） 返礼品の開発状況についてでございます。

大変耳の痛いお話をされたなというふうに正直考えるところでございます。

ただ、平成26年に返礼品等を開発しましたときに、むかわ町の特産品はほとんど網羅されるような状況での特産品、むかわ町らしい特産品を相当用意したところでございます。それらの品目から考えますと、新しい品目をただ単に考え出す、組み合わせを変えるというような内容ではございませんけれども、そういうものを用意していたところです。

ただ、新しいものにつきましても、考えなくはなかったんですけども、実質的にはできなかったという点からは大変反省しているところでございます。現在、少しでも新しいもの、

新しい特産品をPRできるような内容を今開発、開発といいますか企画しております団体と協議を今進めているところでございます。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） ちょっと補足させていただきたいんですけれども、返礼品の開発については、今、課長が申しましたように、かなり地場産品をいろいろ集めまして、相当知恵を絞ってやってきたところであります。そういう中でなかなか新しいものができなかったというのが実態でございますけれども、落ち込んでいる大きな原因というのが、これから見直しをするという大手サイトということで先ほど申し上げましたけれども、私どものまずシステムがやはりちょっと古いといいますか、ワンストップでインターネットの決済まで進まないというところがかなり大きなネックになっているのだろうというふうに思っています。その取り扱いが今後改善されていくということもございまして、やはり私ども先駆的にある程度やったつもりではいたんですけれども、その後民間サイトの中で非常に、大手といいますか、活用されているサイトもたくさん出てきております。そういった中に、各町納税額の高いところについてはほとんどがそういうところに入っているということでございまして、やはりそういったPR、見せ方、そういうところが相当数進んできたのだろうというふうに思っております。

私どもとしても、税の本来的趣旨から申し上げれば、いかがかというところもないわけではないんですけれども、やはり手をこまねいているということにもなりませんので、遅ればせではありますけれども、新年度からその大手サイトと言われるところに提携をいたしまして、PRを強くやっていくということとあわせまして、私どものホームページのアピールも、ちょっと他町から見ると見劣りするところもございまして、そういったところの改善も含めまして進めていきたいというふうに思っておりますので。

あと、あわせまして、ことしの恐竜の卵基金ということもありますけれども、そういった地域性というものを、なかなか難しいところありますけれども、できるだけ出していくような方向も考えながら進めたいと思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） 決算委員会でもいろんな話をして、ここでも痛い話をしないとちょっと進まないのかなと思って議題に出させてもらったんですが、開発とかいろんな、実際のどの

課でやっているのか、実際役場内でやっていないのではないかという気がしてならないんですが。先ほども他団体と協議しながらということも出ていましたが、その点が1点と、サイトのほうで、確かに今テレビ宣伝していますから、それはいいと思うんですが、そのほかに、ほかではポイント制度とかいろいろなお客さんの利便性を考えた、サイト以外のこともいろいろ考えて、それも含めてどの課がはっきり担当しているのか、私はちょっと見えてこないのですが、その辺も教えていただきたいと思います。

議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

総務企画課長（高田純市君） まず、役場の担当しておりますふるさと納税の担当は総務企画課、私どもの課のほうで担当をさせていただいております。ふるさと納税ということで総務の担当のほうから、町の全体の政策等にに使わせていただいておりますPRと申しますホームページの観点からも、当課で実質的に行っているのが現状でございます。

ただ、返礼品の内容につきましては、これは今現在もそうでございますけれども、むかわ観光協会のほうで行っております。ネットショッピングを利用しているわけでございますが、むかわ観光協会におきましては、むかわの観光、ほかの町にアピールできる内容というものを研究、開発、あるいはアピールしていただいているというような状況でございます。そちらのほうで商品等のセレクトをさせていただいて、ふるさと納税にふさわしい商品を今まで、返礼品の金額等のこともございまして、セット的な内容にいたしまして返礼させていただいて、現在24品目だったと思いますが、その品目を商品化しているという現状でございます。

したがいまして、これらの開発につきましては、当課のほうで観光協会のほうと連携を図りながら、もっとむかわにふさわしい、もっと町外にアピールできるものはないかということで、今現在、協議をしているところでございます。

議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） 何回も痛いところに手をつけるということで、余り言いたくはないんですが、結局ふるさと納税というのは、善意ではありますけれども、今となつては約半分が残って町の有効な財源、ほかの町ではその財源を利用しているいろんなことを無料にしているということもあるので、これは伸ばすというか、最低でも前年度並みとかといって何年も続けるというのが有効な財源確保につながるのではないかと思います。今聞くところによると、結局総務企画課では何もやっていないという形で、観光協会にげたを預けているような状態ですよ、商品開発に関しては。それであれば、その観光協会のほうにちょっと予

算をつけて人をふやしてもらって、実質、実践部隊として2人か3人、専門にやっていただくという手もあろうかと思えます。例えば500万ぐらいを補助するのであれば、2人ぐらいの人員を確保して、1,000万上乘せになれば、チャラになるのではないかと、そういう考えもあるんですが。極端に言えばの話なのですけれども、そういう努力が必要ではないかと思うのですが、何回も言うように、ここでは痛い話をしないと前に進まないと思って今聞いているのですが、その辺はいかがでしょう。

議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

産業振興課長（成田忠則君） ただいま特産品の関係で、ちょっと議員から質問がございました。

私ども産業振興課では、まちづくり向上事業の中で特産品の開発ということも、事業の中でまちづくり向上事業ということで100万円の事業を助成しているという取り組みを行っております。こういったものが次の特産品につながっていく可能性があるということで、素材としてそういうものが出てくるのではないかなという期待も申し上げているところでございます。これまで取り組みしている部分では、シーベリーの商品化、あるいは塩だとか、鹿肉の加工ですとか、サケを使った加工だとかという部分で助成をしてきている経緯もございませう。そういった観点で、今後こういうものが次のふるさと納税の返礼品になり得るものになっていけばなというところの期待もしているところでございますので、町としてはそういった地元の企業への支援ということも行っているのです、その点、御理解をいただきたいなというふうに思います。

議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

総務企画課長（高田純市君） 確かに特産品関係につきましてはむかわ観光協会との連携の中で進めているところではございます。ただ、ふるさと納税自体としては、ふるさと納税と言うぐらいでございます。寄附金ではございますが、税金の一部というふうな考え方もございますので、この部分につきましては全て観光協会にお願いするということにもならないかと考えます。私どもの担当課のほうで担当する部分と、特産品の返礼その他できるものにつきましては委託をするというふうな内容のことも含めまして、取り扱いの分掌事務を一定程度明確にした中で、観光協会のお力も借りて委託するなりの方向で今後は考えていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） ぜひ、むかわ町の職員少ないのは大変わかっています。職員をふやすなり、今言ったようないろんな方策なりを考えて、ぜひ有効な財源を伸ばすためにあらゆる手だてをとっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

終わります。

町長、何かありますか、最後に。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） ふるさと納税の実績については、先ほどのとおりかと思います。確かに、理由は別にしても、利用件数だとか納税額というのはこのところ落ち込んでいるのかなと思います。しかし、一方では、件数は別にして、南から北までの大勢のむかわファンという皆さんの声というのが夏の穂別のメロン、秋の鶴川のシシャモ、この感動に向けた根強い、納税サイトはないけれども申し込んだからねという根強い多くのファンの方がいらっしゃるのも間違いないということは、まずお含みおきを願いたいと思います。

そこで、本来のふるさと納税を目的でなくて、これも手段の一つでございますから、この目的をしっかりと見失うことなく、その納税制度、これはもう定着してきつつありますので、それを持続していくためにも、本来の趣旨から逸脱することなく取り組みに努めていきたいと考えております。

町としましては、先ほども答弁のやりとりにありましたけれども、引き続きむかわ町を応援したい、そして町の役に立ちたいという寄附者のまず皆さんの思いというのを最大限に生かす、こういったことを視点にしながら、魅力のある、今までの御縁というのをサークルの円につなげるような応援施策のメニューの構築、そしてむかわ町としての身の丈に合った納税制度の充実、議員等からも御意見いただきながら図っていきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） わかりました。

ぜひ、今言われたとおり、むかわのファンがふえるということはむかわに来ていただくチャンスもふえますし、そういうことも含めましてよろしくをお願いいたします。

終わります。

議長（三倉英規君） 議場の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

次に、13番、野田省一議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

13番（野田省一君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回は恐竜ワールド構想から1年を経過してということで、質問をさせていただきます。

昨年12月議会で一般質問しました恐竜ワールド構想の答弁の経過を確認させていただきます。

1つ目として、学術、教育、産業等々の連携、組織体制を速やかに整備する趣旨の答弁でありましたが、具体的に連携はどのように進んだか、お伺いいたします。

2つ目でありますが、年次プランについてであります。

公共施設等総合管理計画の策定を進め、既存施設の有効活用を含め調査、研究を進め、年次的な事業の実施を図っていく趣旨の答弁でありましたが、具体的にどのように進んだのか、お伺いいたします。

3つ目でありますが、ワールド構想の年次プラン、目標を示すべきではないかと思われませんが、そのことについて考えがあれば、お伺いいたします。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） ①から③について答弁をさせていただきたいと思えます。

ことし4月に設置しております役場庁内の恐竜ワールド推進グループ、御存じかと思えます。この間、恐竜ワールド構想の推進のために情報の発信、さらに普及活動、そして講演会の開催、恐竜ワールド構想推進計画の現在、策定業務の調整をするとともに、民間組織でございます「むかわ町恐竜ワールドセンター」の設立とその後の運営に努めてきているところでございます。また、役場組織内におきましては、恐竜ワールド構想の推進に当たりまして関連する各グループの主幹を中心とする庁内検討会議を立ち上げております。先ほど申し上げました推進計画の内容の協議と構想のゾーン展開に関する現状と課題等々にかかわる協議を始めているところでございます。

また、穂別博物館と連携し、北海道大学総合博物館との共同した取り組みを継続するとともに、北海道教育委員会が実施しております小中高一貫のふるさとキャリア教育推進事業の胆振管内のモデル校として現在指定を受けている穂別高等学校での授業の協力というのをいただきながら、引き続き関係機関、団体との連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、恐竜ワールド構想推進計画に関する施設のあり方でございますが、関連する既存の施設の有効活用、施設の現状と課題というのを整理しながら、具体的な施設の改修等につきましては、ついて取りまとめを行っているところでございます。また、この推進計画、向こう5年間の項目別のスケジュールを作成することとしております。町民の皆さんとの協働、連携ということをキーワードにしながら、地域力を生かすことができるよう、実効性、実現性の高い内容となりますよう来年2月末をめどに策定に努めてまいりますので、御理解を願いたいと思います。

議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

13番（野田省一君） ワールド構想、昨年に続いて、何で今回またしたのかというところは、既に発掘が始まってある程度芽、花が出てきて、このワールド構想の話が出てちょうど1年がたつんですけれども、具体的にというか、前回のときにいろいろと協議、調整していきますよと言った割には、1年たっても余りはっきりしたものが出てこないということで、今町長のほうから答弁ありましたけれども、5年間のスケジュールがこの2月に出るということですので、またそこまで待たなければならなくなってしまうのですけれども、その中にも、今調整していることでしょうかけれども、一番最後の3点目に書かせていただいたんですけれども、目標として、ワールド構想自体の最終的な目標というのはどこに定めながら、例えば観光なのか、教育なのかという、例えば産業なのかというような、どこにどうウエートを置いて考えてきたものなのか、それぞれその大きな目標が示される、それをどのように決めてというか、町が出すのなら町で出す、あるいは関係団体がみんな協議して出す、どちらでも構いませんけれども、同じ方向を向いて、今いろんな機関というか組織があつて、いろんな方向を向いてしまう前にやはり最終的到達点をそこで示すべきだと思うんですが、その中では明らかになるのですか。

議長（三倉英規君） 大久保支所長。

支所長（大久保利裕君） 計画の検討状況ということでございますが、現在、ワールド構想の中では既存の施設の有効活用、そして新たな施設の機能、役割というものについて検討しているということでございます。博物館に関連して申し上げます、その博物館の機能にさらにランドマーク的な機能、それから体験アミューズメント機能、それから気軽に立ち寄れる施設、それから産業に関連する部分、そういったものも組み合わせていこうということも考えてございます。

あと、諸々その検討の中で、この到達点というのは今後、近い数カ月の間ですけれども、そういったものについて論議を深めていきたいというふうに考えております。

議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

13番（野田省一君） 1年たったからそろそろ何かできているだろう、来年2月ということですからそこまで待ちますけれども、やはり目的がはっきりしないことには、何の計画でもそうですけれども、行動計画というか、まず目的が何なのかというその到達点がどこなのかという、それと誰が中心になってやっていくのかという、ここの部分をしっかり定めながらやはりやっていただきたい。せっかく今、ワールドセンターも民間組織の中で何とか立ち上がって活動していこうという動きが出ていますから、やはりその中のメンバーを見ても鶴川地区の方、それと穂別地区からそれぞれ関心の高い方がお集まりいただいて、その中で検討している非常にいい傾向かなというふうに思っていますので、やはりそこを、もうそもそも論になってしまうのです。ここちょっともう少し、はっきり言って、このワールドグループのそもそもの目的というのはどこに置くんですか。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 目指すべき方向性は、構想そのものがどこなのかということでございますけれども、恐竜ワールド構想の策定に向けては、議員も十分御存じかと思うのですが、まちづくり計画委員会の中にプロジェクトチームをつくって、町の活性化ということで、地方創生の3つのむかわ町の柱の一つでもございます。まちづくりそのものの目指す姿は、これも議員御存じのとおり、ことし3月にむかわ町として一体感をさらに醸成するために、「人と自然が輝く清流と健康のまち」というのを今現在、むかわ町全体として追っているところでございますから、目指すところはそこに行くのではないかなと。

さらに、地方創生でございます。まずは、この5年間を契機にしながら、次の5年に、次の10年にどう結びつけていくのかということで、あえてまちづくりのこの創生のベクトル、矢印の方向を表現させていただけるのであれば、地方創生の戦略のテーマとされております「むかわ町の自慢をつなげ、そして魅力と笑顔のあふれるむかわ」、こういったところが1つの共通性ではないかなと。

さらに、恐竜ワールドの持つ資産的価値というのでしょうか、これは資産的価値ではなくて、もたらした価値というのは、先般の北海道大学の小林先生もお話しされておりましたが、6つの価値をこれはもたらすのだよと。研究だとか、教育だとか、資産だとか、広報だとか、

技術だとか等々、お話しされていまして。こういったものの分野別の人たちをどう結びつけて、そしてまずは町民の中で、この共通認識、情報の共有、さらには認識の共有、そしてそこからもたらす施策の共有というのをどう図っていくのかというのが今大きな課題と捉えているところがございます。

議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

13番（野田省一君） 今、町長からのお話がありましたけれども、大きな目標としてはそういうことなんだろうなということは理解いたします。このことをもう少し具体的にどこに目標を持っていくかという、その最終目標はそこだと大きなところは、それは理解します。もう少し具体化した目標を、これ今言ってくれという話ではなくて、やはり全体の中で、先ほどベクトルというお話ありましたけれども、いろんな組織ができ上がってしまって、いろんな方向にベクトルが向いたときに、やはり1つのものになれないという部分がありますから、全体の組織を、いろんな組織、横の関係、縦の関係も含めてJTBさんや観光協会、観光協会はどのような立ち位置になるかわかりませんが、そういったところも含めて具体的な目標を定めて、ぜひこの2月、来年2月に5年間のスケジュールを含めて示していただきたいなど。その中でまた、ぜひ考え方を伺っていききたいなと思います。

次に移ります。

10周年記念事業で配布されるとされた記念誌についてお伺いをいたします。

昨年9月議会の一般質問で、合併10年の歩みを10周年記念事業で簡易版を記念式典で配布できるように詰めるという趣旨の答弁をされましたが、その後を確認させていただきます。簡易版の記念誌はどのようになったのか、お伺いします。

また同時に、そのとき町史の編さんの取り組みについてお伺いしておりますが、現在1年がたちましたけれども、どのような進捗を見ているか、お伺いいたします。

議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

総務企画課主幹（西 幸宏君） お答えします。

まず、1点目の簡易版記念誌の配布でございますが、昨年度の合併記念事業におきまして、「むかわ町10年の歩み」と題して制作をいたしまして、記念式典において出席者へ配布をした経過がございます。A4両面印刷のカラー7枚構成でございますが、広報紙にて掲載しました記事を使用した内容としておりまして、合併から10年間の出来事を簡易的にまとめたものでございます。

2点目の町史編さんの取り組みにつきましては、周年記念の節目を区切りとした発行計画を今後策定いたしまして、資料収集に努めてまいりたいと考えております。これまでの間、さらに具体的な体制なり、町史編さんに特化した取り組みというものは行っておりませんが、資料、データの保存、活用も含めまして新町としての取り組むべき課題として引き続き研究してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

13番（野田省一君） 配布したということでもございましたけれども、残念ながら、ちょっと私、記憶がなかった。その簡易的な記念誌ということだったので、時間も半年ぐらいあったので、簡易版は言葉の表現でしようけれども、記念誌と言っていたので、簡易版と言っていたので、五、六枚のものということであったのかと思うのですけれども、また後で、ちょっとこれは私の認識の違い、あるいは記念誌に対する考え方の相違があったのかなというふうに思っています。

あと、町史編さんの件ですけれども、それから1年たって、その中でも向けて実施していくんだということで、でも実際には、今のお話の中からも、誰がどこでやっているかということを含めて誰がこの計画について考えていくのか、そのことについてお伺いいたします。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） 前回の答弁の中で、10年を節目として今後に向けて進めていきたいというようなちょっとはっきりしない答弁だったかと思っておりますけれども、町史につきましては、5年、10年という形ではなくて、やっぱり20年、30年というようなスパンで考えていくべきものというふうに捉えているところであります。10年を過ぎたということで、本当に簡易版でございましたけれども、一定の取りまとめたものは、記念誌的なものをお出ししたということでございます。

現在、先ほどちょっと報告いたしましたように、所管としましては文書の管理ということがございますので、総務グループのほうで担当し扱っておりますけれども、既存の文書等の整理、または資料、映像等の資料等もございます。そういったものを整理しながら、また劣化等の問題もありますので、そういったものを今後のデジタル化に向けてというようなことも配慮しながら、今進めているところであります。

具体的なものにつきましては、何年度を目標値にというのを現在のところはまだ持ってご

ございませんけれども、次の節目ぐらいをにらみながら、そういった年次計画を立てて進めていくというふうに考えております。具体的なそういった作業に入る場合については、特別のセクションといたしますか、担当のところを設けながら進めなければならないというふうに考えてございますけれども、現在はそういった資料の整理の準備段階ということで押さえていただければというふうに思います。

議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

13番（野田省一君） あと10年かかるという話なのかもしれませんけれども、前回もちょっと話したんですけれども、やっぱりこの10年、合併して10年というのは、皆さん、今それぞれ10年間ここでいろいろと合併する前から携わってきたから、今何の歴史というものも感じていないかもしれませんけれども、恐らくむかわ町にとって、旧鶴川町、旧穂別町にとっても物すごい大きな変動期だったと思います、あと10年か20年かたったときに。そのときの記憶というのが現職の職員の方々も含めて、また10年たつと記憶が薄れてくるのですよ。現職の方も含めそれからその当時、さらに10年前ですから、ちょうど合併するときにかかわった人たち20年ぐらいたってしまってからという、それから新たなものを掘り起こそうと思っても非常に難しい時期に入るのではないかなと思っていただわけです。やはりそこを、合併して10年の今の記憶がしっかりとしている新しいうちに、そういった記述も記念誌として残していく必要性というものがあると思いますが、その辺についてのお考えはいかがですか。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） 口伝えでの伝えていくものとか、記憶に残るとかという、記憶に頼るところも確かであろうかと思えます。

ただ、町史という観点で考えていきますと、やはり記録的なものをつないでいくということが非常に大きいと思います。それで、そういった記録については逸散をしないようにきちっと管理をしていくと。また、とどめておきたい記憶については文書なり、映像等々の中でできるだけ残しておくというようなことで進めたいというふうにも思っております。人間の記憶だけに頼っていきますと、やはり5年とか、そういったスパンで何らかの整理をしていかないとだめなのかなということもございますので、その辺もちょっと難しいところであろうかと思えます。できるだけ他の方法を活用しながら、記憶、記録に残しておくものとはとどめておきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

13番（野田省一君） ぜひ、長いスパンになると思うので、1年、2年でできるものではないと思うので、早くそういう考え方を整理して、次に当たっていただきたいなと思います。3つ目に移ります。

公共施設等の総合管理計画の年次計画についてお伺いをいたします。

公共施設等の白書が費用をかけて外部委託されて作成されましたけれども、町民アンケートも集約され、全体のスケジュール、目標を確認させていただきます。

全体のスケジュールはどのようになっているか伺います。2つ目の総合管理計画は、これ、行政みずからが作成する必要があるのではないかと思うのですが、今後どのような進め方をするのか、お伺いいたします。全体の管理費用の目標値は、どのように今後、どの程度の削減を目標としているのかお伺いをいたします。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） 公共施設等総合管理計画の策定状況についてお答えをいたします。

まず、全体スケジュールについてでございますけれども、公共施設総合管理計画につきましては、過去に整備した施設の老朽化が全国的な課題となっております。国は地方公共団体に対し、平成29年3月末までに管理、所有する全ての公共施設等を対象に長期的な視点に立った計画を策定するように求めており、これを受けて策定をするものでございます。

したがって、本町におきましても、計画の完成を平成29年3月末として策定作業を進めているところでございます。昨年度の公共施設白書の作成以降、町民意向を把握するために、9月に資料として白書概要版を配布するとともにアンケート調査を実施しております。この調査結果につきましては12月に各世帯に配布を終えたところで、役場内部においても調査結果の共有に努め、全体の取り組みとして策定を進めているところであります。先般、施設所管課ヒアリングを終えまして、現在、計画素案のまとめ段階に入っており、今月中には町の諮問機関であります行政改革推進委員会へ諮問をし、委員会での調査、検討を経て、町として3月までに決定をしていくという考えであります。

次に、策定計画をみずから行うべきとの御指摘でございますけれども、計画策定業務の一部につきましては、実績、経験を有するコンサルタントに支援業務として委託をしておりますけれども、各所管課においてアンケートで寄せられた御意見への対応や方針文案の検討を実施するなど、役場全体の取り組みとしてみずから策定を進めているものでございます。

最後に、計画におけます管理費用の削減目標に関してでございますけれども、総合管理計画は町の状況に合った適正な施設の配置、維持管理、更新の考え方を施設の系統別に総論的にまとめ、個別の施設に関する存続、廃止、統合といった検討する際の指針とするものでございます。管理費用の目標値を設定するという考え方はございませんので、御理解をお願いいたします。

議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

13番（野田省一君） 平成29年3月ということで、何で今回このことを聞いたかという、実はいろんなことをこれまでも一般質問の中で提案させていただいたり、質問させていただくと、最後、ここの壁にぶつかるんです。総合計画、何でしたか、公共施設の総合計画の判断を待ってからと、その判断をしないことには次に進めませんみたいな、そこに必ずと言っていいぐらい、実は頭のほうで聞いていても、実はきょうの話にもたしか出てきていると思うんですけれども、その管理計画が決まらないことには次の一手が打てないよということが最後そこに来ていたんです。それで今回、この最後にこの問題を持ってきたんですけれども。

ということは、いろんな計画が平成29年3月までは見えてこないというふうにも捉えてしまうんです。そこら辺、町の全体的なもの、ボリュームを図るという、削減しなければならないということは理解できますけれども、その壁というか、事前に戦略的に先に進めていくというような施設、あるいは施設設備に関しては決めていくというような考え方はないのですか。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） 先ほど説明申し上げましたように、体系的なところでの今後の方針というような大枠でございまして、今、議員がおっしゃったような個別的な施設、そういったものについては、その管理計画途中であっても施設の状況によっては別の計画をもっていいいますか、計画をもって進めているというのも実態でございまして。

例えば、公営住宅の建設等々については別の計画の中で進めておりますし、今回の恐竜ワールドについても総合管理計画ともリンクしてはございますけれども、そこはまた切り離した形の中で推進計画、実施計画というものを立てていくというふうに考えてございますので、全てがここに引っ張られていっているということではなくて、この総合管理計画ができた段階ではその大枠の考え方に沿って今後進めていくというようなことで申し上げていたつもりで

ございまして、必要なものについては随時ということで考えてございました。

議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

総務企画課長（高田純市君） ここで公共施設等総合管理計画の目的といいますか、目標といいますかというのをもう一度だけ、私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

計画につきましては、長期的な視点に立ちまして、町の実情に合った適切な施設配置、維持管理、更新の考え方、あるいは施設の系統別に総論的にまとめた個々の施設の存続、廃止、統合を検討する際の指針ということで、計画期間については20年程度が妥当ではないか、まだこれは最終的な見解ではございませんけれども、20年程度として設定するのが妥当ではないかということで、今検討を進めているところでございます。

計画におきましては、管理費の節減の数値目標を設定する予定は現在ございません。計画表の中で、延べ床面積、全体的な系統的なもののどの程度、削減していくのかを目標とするような内容での検討でございます。

また、進行管理につきましては、毎年度これを取りまとめて事業を各執行管理しております。まちづくり計画、推進計画とあわせて管理していくことを視野に考えているところでございます。施設ごとに個別の計画を策定しているものもございます。住宅ですとかといったものもございますけれども、今後そういう計画の更新や見直しの際に総合管理計画の方針を反映してそういう個別計画も考えていく、いわゆる本当の指針での対応になっていくという部分での計画でございますので、この辺を御理解いただきたいというふうに考えているものでございます。

議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

13番（野田省一君） それぞれ個別の案件は別だとは言わないけれども、総体としてこの計画の中におさまるようにやっていくんだということであれば、一番心配、心配ではないですけれども、一番不思議に思っていたことは、やはりワールドセンターに関して既存の施設を利用したり、あるいは新設をしたりという部分が、例えばどうなのですかという話をお話ししても、この総合計画管理をしなければならないからというところに今まで何か行き着いていたような気がしたもんですから、そこら辺、今のお話のように、個別にはまたその都度、別で総体的な管理を図るのだということであれば、まず1つは、29年度3月まで待たなくていいのかなということで理解しました。

以上で終わります。

議長（三倉英規君） しばらく休憩いたします。

再開は午後 3 時 30 分とします。

休憩 午後 2 時 5 6 分

再開 午後 3 時 3 0 分

議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北 村 修 議員

議長（三倉英規君） 一般質問を続けます。

次に、北村 修議員。

〔11 番 北村 修議員 登壇〕

11 番（北村 修君） 第 4 回定例会に当たりまして、今町民の皆さんの中で本当に悩んでおられる問題の幾つかについて御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず第 1 点目は、通告のとおり、介護保険制度の問題であります。

今、第 6 期事業が進められているわけではありますが、この中で、2014 年度の介護保険法の改正によって要支援 1、2 と判定されている方々が介護保険事業から外されて、市町村が行う新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業に移行するという事になっております。もう間近なところまで来たわけですが、これについて議会でも委員会等で審議をいたしているようでございますが、その中で、11 月中には計画の策定もということもあるようでございますが、これらの内容についてどのような進め方としていくのか、もはや迫った中で、どのような対応をされているかについて何うものであります。

またその際に、通告しておりますように、この新総合事業を行う場合に当たっては、利用者の生活と権利を守ることや、必要なサービスをどう提供、守るのかということや、事業者の経営の問題、介護労働者の賃金や労働条件などなど、さまざまな問題がございます。1、2 合わせて 7 点ほどにまとめて通告をさせていただきましたけれども、それらを含めてお伺いをしておきたいと思っております。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） むかわ町におきましては、介護予防の推進、要介護状態になっても可

能な限り地域で自立した生活が営めるよう医療、介護、予防、住まいとして、生活支援が包括的に確保される体制づくりを進め、次年度、平成29年度より総合事業を開始いたします。

要支援者の方が利用されております通所介護サービス、訪問介護サービス、これらを引き続き現状のまま継続できるよう現行相当サービスでの実施に努めていきたいと考えております。そのため、サービスの選択としましては、現在の介護予防サービスと変わらない選択ができるとしています。また、現行相当サービスとなるため、サービスの内容や利用料につきましても現状と変わりはありません。要介護認定につきましても、申請の際に希望するサービス内容というのを本人、そして家族と相談しながら対応していくこととしているところでございます。介護認定申請は、本人、家族の希望によるものでございますので、申請を妨げるものではございません。町民の皆様が安心して相談できる体制というのを継続していきたいと考えております。

続いて、総合事業につきましては、現行相当のサービスの継続と介護予防事業の拡充をしながら進めることができるよう確保していきたいと考えております。今後も、むかわ町におけますサービスを維持していくためには、地域包括ケアシステムの構築というのが必要とされております。そのためには、地域全体での支え合いというのが不可欠とされているところでございます。これらを進めるため、生活支援を検討する協議会、協議体というのでしょうか、の会議や地域支え合いの研修なども実施しているところでもございます。また、ボランティア体制の構築としましてコーディネーターの配置、ボランティアセンターの充実について、社会福祉協議会とともに調整をしているところでございます。

さらに、高齢化が進む地域の厳しい現状というのを捉え、高齢者の方がより安心して住めるまちづくりを目指し、高齢者等見守り支援センターにつきましても現在協議を進めているところでございますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） 非常によい方向かなというふうに思います。

それで、具体的にちょっとお聞かせを願いたいというふうに思いますが、現状のサービスをそのまま続けていきたいということでもございました。では、例えば身体介護サービスでいえば、これは具体的に今、町の事業所ということに多分なっているんだと思いますが、これはどういうふうなところで、単価はどのぐらいでやろうということになるのか、まずこの点についてお伺いしたい。

議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（中澤十四三君） 身体介護ということで、訪問介護のサービスについての御質問かというふうに受け取りました。

今、地域の中で要支援の方、要支援1の方、要支援2の方、それぞれ単位が決められています。その一月の単位のことについてお問い合わせいただいているというふうに思っておりますが、今一月、週1回使うとして1,168単位、いわゆる単位を10円つけますと、1万1,680円、一月事業所に、1割から2割本人負担はございますけれども、総額としましてはその単位になります。また、要支援2の方は、週2回身体介護を使うということで、その一月の単位が2,330単位で2万3,300円相当になるというふうにして、現在の利用単位と同額でございます。その分が事業所のほうに入って、ヘルパーさんの賃金等影響しないように現状維持を考えております。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） そうすると、簡単な話は、現状をやっている形でやりますよということで、本人も1割負担と。事業所に入るお金も、これまでどおりに行政のほうから払いますよと。こういうことですね、はい、わかりました。

それからもう一つ、生活支援の関係でも聞いておきたいと思うのですが、例えば訪問型サービスで、掃除やったり、介護やったり、これが多いと思うのですが、こういうのはどういうところまで、本当にこれまでと同様にやるということで考えておられるのか、あるいは事業所も、そのサービスをするところも、ほぼこれまでと、要支援の人たちがやられていたところで希望していいよということでもいいのか、改めて確認をさせていただきたい。

議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（中澤十四三君） 現在、訪問介護で実施しております内容は、自宅でなかなか入浴が入りにくい方の入浴介助、それから家事、調理等の家事支援というところの内容も現在と同じような形で支援を継続してまいります。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） 確認をさせていただきますが、この場合も、利用者負担はこれまでと同じということによろしいですね。

その主なところでいえば、ちゃんと資格を持った人たちのところというふうにしていいで

すか。そこら辺のところ含めて。

議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（中澤十四三君） 町内事業所、訪問介護事業所、現在鶴川地区、穂別地区
ございますが、この事業所もともに継続して利用させていただく予定でございます。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君）では、通所介護についてもちょっと確認させていただきたいと思う
のですけれども、この場合でも、これまでと同様ということではよろしいのかどうか確認させ
ていただきたいと思います。

議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（中澤十四三君） 現在の事業所、場所も変わらずに現行のまま使ってい
ただく予定でございます。それから、利用負担割合も1割等、もしくは2割の方もいらっしや
います、おおむね1割で利用いただく予定でございます。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） 余りこれ以上聞くとしつこいと言われますが、やめますが、ではも
う二、三点聞きますが、これらについて住民周知という点でいえば、どういうことを考えて
いかれるのか、あるいはこの事業所との協議という点なんかはどんなふうに考えておられる
のかということをお伺いしておきたいし、そして従来どおりということになると、この事業
費としてはどのぐらいを目安にしておるのか、新たな形で、その辺のところもちょっとお伺
いしておきたい。

議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（中澤十四三君） 事業者協議というふうにつきましては、まず全体の意向
としましては、6月、10月に地域ケア推進会議を持ちまして事業所さんの全体的な意向を確
認したところでございますが、細かい事業実施につきましては、今後1月、この議会が終了
後、細かく各事業所に出向いて協議を進める予定でございます。

議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

健康福祉課主幹（今井喜代子君） 総合事業の事業費についてお答えいたします。

総合事業の移行費につきましては、今まで行っております現行相当の通所介護と訪問介護
の部分を含めて、あと、そのほかに一般介護予防事業の部分を含めて試算をしております。

それで、事業の費用のほうをお答えしたほうがよろしいでしょうか。

費用としましては、今のところ、来年度の予算を立てている段階ではありますので、まだ正確な数字にはなっておりませんが、大体3,000万ちょっとくらいの金額になると予測しているところです。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） もう一点だけ。

先ほど町長のお話の中に、これらを進めていく上で地域ケアシステムの構築、このケア会議をベースにしながら協議会等々を立ち上げると、検討していくというのですか、そういうことでやっていくのだらうと思うのですが、これまでも何回かやられているようですが、これらの中に医療関係者というのは入られておるのでしょうか。そのところを確認させていただきたい。

議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（中澤十四三君） 町の地域ケア推進会議の構成メンバーには、もちろん医師、看護師、それからその他リハビリ部門の職員と、福祉関係職員等々が必ず構成メンバーに入っております。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） 最後にもう一点お伺いしますが、あわせて、いわゆる多様なサービス、そういう主体ということのかかわりの中で、地域での支え合いというようなことも述べられました。こうした場合に、この進め方というのがいろいろ各地でも議論になるところだというふうに思っているんですが、本町としてはこれらを進めていく上で、住民参加型でということになっていくのでしょうか。そういう場合に、きちっと自治体が一定の責任を持って進めるということで、自治会、町内会に丸投げするとか、そういうことではないんだというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（中澤十四三君） 地域支え合いの事業の推進の原点となりますのはもちろん住民参加型でございますが、その中には住民との協働、それからというスタンスを持っております。その中でも、特に町内会、介護事業所、老人クラブ、民間企業ボランティア等、各種の方たちとも踏まえながら、また一般町民の知恵もおかりしながら、協働で進めていき

たいというふうに考えております。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） 最後に、この介護に関連してもう一点だけお伺いしておきますが、この事業、早いところでは2015年度から進められてきているようでございます。そういうところの経験をちょっとだけ聞かせていただいた中で気になっているのは、これらを進めていく上で、いわゆる包括センター、行政でいえば包括センターなんかを中心に進めていくのでしようけれども、その進め方にどういうふうな人的な配置をしていくのかということが非常に大切ではないかというふうに言われているのです。あるところではケアマネジャーだけにし寄せが集中するようなこともあるようでございますが、そういうふうな進め方、行政側の進め方としてどのような方向性を持っておられるか、伺っておきたいと思っております。

議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

健康福祉課主幹（今井喜代子君） むかわ町では、地域包括支援センターを役場内に置いておりますので、役場内におります介護関係の職員がみんな協力しながらやっていく体制になるかとは思っておりますけれども、そのほかに生活支援体制整備事業というものもございまして、そちらのほうで、ボランティアのコーディネーターとかをその費用の中で確保していきたいというふうに考えているところです。その方が中心になりながら、いろいろとボランティアの調整等を進めながら推進していきたいというふうに思っております。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） いい計画の方向かなというふうに現瞬間ではお聞かせをいただきました。ぜひ頑張っていたきたいというふうに思いますが、やはりこれらの事業をやるには相当力の要ることでもあるのではないかというふうに思います。ある自治体によっては副町長さんなりを特命の係にして推進するとか、そういうふうなところもあるようでございますが、いずれにしても、来年度に向けては今、国のほうで考えられているのは、今度は要支援1、2だけではなくて、要介護1、2についても同様に介護保険から外されるような対応というようなことも次期国会には出るのではないかというふうに議論もされておるところでございまして、ぜひそうしたものがあっても安心できる介護が受けられるように、ぜひこれらの経験をつくりながら対応していただきたいということを求めて、次の議題に移りたいというふうに思います。

次に、国民健康保険事業について簡単に伺っておきたいというふうに思います。

これもこれまでも何回かお伺いしている点でございますけれども、これは介護の2017年度に続いて2018年度になりますけれども、国民健康保険事業を都道府県化するというこの中でかなりの中身がつくられてきているようでありますが、これらに対してどのような対応をしていくかということをお伺いしております。

一部報道によりますと、北海道でもほとんどの自治体が保険料が引き上げになるという報道もされました。この保険料の決め方もいろいろあるようでございますが、これらについて我が町としてどのような、この状況を受けながら現在対応されているのは何なのかということをお伺いするものであります。保険料の決め方等々についてもそろそろ出てきているんじゃないかというふうに思いますので、これらを含めて伺っておきたいというふうに思います。

さらに、この都道府県化ということになると、今私どもに与えられている情報では、保険料は納付金という形で都道府県が決めるけれども、あとのこの保険料の賦課だとか、そういうものは市町村ということになっておりますが、いずれにしても、この決められた納付額については全額納めなければならないということで、これまでの本町で見ても、この収納率は100%にはなっておりません。そうした場合に、いろんな対応を町独自でもやってきたわけですが、そういうことがどうなっていくのか、そういう保険料の支払いが困難な人たちに対してどういう対応が町独自としてできるのか、こうしたことが問われているんじゃないかというふうに思っているんですけれども、それらの対応、内容について伺っておきたい。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） 国保の都道府県化に関する御質問についてお答えをいたします。

1つ目の、新聞報道にありました保険料試算に係る具体的な協議内容、方向性につきましては、さきの臨時会において行政報告をさせていただいたところでございます。今回の公表は、新たな制度への移行準備の一環として、一定の条件のもと納付金と各市町村の保険料を比較することにより保険料の変化の傾向を把握し、納付金の算定方法や激変緩和の対象範囲などを町村と協議する際の参考とするためのものであり、今後の議論のたたき台という位置づけであります。

公表されました本町の保険料試算額につきましては、1人当たりの納付金による保険料収納必要額が平成27年度保険料収納必要額に対し8%減の14万7,077円、夫婦2人所得200万円のモデル世帯の保険料の算定が平成28年度保険料率による算定に対しまして3.5%増の36万9,200円となっておりますけれども、市町村間での保険料が比較しやすいよう1人当たりの健

康保険料については、一般会計からの法定外繰り入れなどの本来保険料で納める部分を加算して算入されておりますし、モデル世帯保険料につきましては、賦課方式が異なる市町村は全て3方式で試算をされているところであります。

示された試算額がどのように算定されたかについては、北海道から示される国保事業費納付金等仮算定結果資料などをもとに分析を進めてまいることになるわけでございますけれども、11月18日に開催された市町村連絡会議の中で公表された試算額について、時間的な制約もあり十分な分析ができていないことから、2回目の仮算定に向けて精度を上げていく必要がある旨の説明があったところでございます。今後のスケジュールとしましては、1月中旬に予定されている2回目の仮算定に向けて市町村基礎ファイルの入力数値の検証を行い、町としても課題の把握に努め、北海道に対してしっかりした意見反映というものを今後進めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、利用者の要望等に関する御質問でございます。

平成30年度から道は、市町村とともに保険者として市町村との適切な役割分担のもと、国民健康保険の事業運営の中心的な役割を担い、市町村ごとの国保事業費納付金の決定をしたり、市町村が参考とするための標準保険料の算定公表など、財政面で主体的な役割を果たすこととなります。一方、市町村では、地域住民との身近な関係の中で被保険者の実情を把握した上で、国民健康保険税の賦課、徴収を行い、個々の事情に応じた資格管理、保険納付の決定、そして保険事業の運営など、地域におけるきめ細やかな事業を行うこととされているところであります。資格証明書や短期被保険者証の決定や交付につきましても市町村が担うこととなりますので、問い合わせの多い保険税に関する納付に関する相談、要望なども今までと同様に対応していくのが可能だというふうに考えております。ほぼこれまでと同様の役割と考えているところであります。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） この問題で1つ大事だというふうに思うのは、都道府県化になった段階で決められた保険料を事業納付金という形で100%納めなければならないということになっています。我が町でも、見ると高い収納率だとは思いますが、そこまではいくことない、御存じのように相当の未済が発生するという状況がございます。これまでは、市町村運営の中では赤字が出た場合でも繰り上げ充当という形でそれを処理ができました。

しかし、今度はそれが非常に難しい問題になっていくのではないかなという気がするので

す。そうした場合、どうするのかということで一番心配されるのは、この間非常に多くなっている差し押さえ、こういうものが相当大きくなっていくんじゃないかというふうに心配されるんですが、そこら辺のところを含めてそういう事態が予想されるわけでありますから、どう対応しようとしているのかというのをまず1点、お伺いしておきたいというふうに思いますし、保険料の新聞報道されたものについては、一般会計からの繰り入れ等々の問題があってというような話もありましたけれども、しかし今、後段言われたように、いわゆる標準保険料というような形が決められて、これに基づいて市町村が判断していくという形になるのではないかと思うんですが、だとすれば、おおよその状況は既につかめるんじゃないか、どれだけ負担がこれまでよりも高くなっていくかということなんかがわかるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺、もう一度お願いしたい。

議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

町民生活課長（八木敏彦君） まず、納付金にかかわります収納率の絡みの御質問でございます。

納付金の算定に当たりましては、市町村における収納率の目標という部分で標準的な収納率を設定し、納付金を算定するということになってございます。具体的には、市町村ごとに納付金算定年度の前々年度及び前年度の収納率の実績値のいずれか高いほうを標準的な収納率とし、その納付金を算定するというような形になります。それを受けた町村としては、収納率が90、もしくはであれば96%というような納付金は96%ということで設定をし、実際の調定は100%になるような調定の提示と設定するというような形になろうかと思えます。

あと、今回出された保険料についての御質問でございます。

今回出された保険料につきましては、先ほど副町長の答弁にもありましたが、それぞれの町で比較しやすいように単年度赤字だとか法定外繰り入れ、本来医療費で見込まなければならないというものを全部入れての数値となっております。そういうことから、本来の、むかわ町でどれだけ上がるのかという部分につきましては、まだそれを検証するだけの資料というのですか、まだ算定基礎が、1回目の仮算定がちょっと精度がないということで、2回目の仮算定のときにある程度見えてくるのかなというふうに考えております。

ただ、今回の資料を見ていて、むかわ町の1人当たりの被保険者の所得というものが全道平均の所得に比べまして1.5倍だということで、やはりむかわ町の被保険者の所得というものが高いというのが数値的に出てきております。これは全道的に町村部、やはり小さい町のほうが1次産業というものが強いということもありまして、所得がかなり高いということで

ございます。逆に、都市部につきましては平均所得がぐっと低くなっているというような状況でございますので、そういうところも加味しながら、2回目の仮算定を受けまして検証等をしていきたいというふうに考えているところです。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） 差し押さえの話が出ませんでした。いずれにしても、うちの町が他町と比べて1.5倍もあるというような、そういうときもあったのかもしれませんが、この国民健康保険税の計算の仕方は前年度収入なんですよ、に対しての賦課になる、これは変わらないと思うんですよ。そうすると、これ本当に起きてくるのが失業をしたり病気になったりと、その年働けないという中でこの重みが出てくるということが多いわけですよ。そういうようなことなんか、都道府県化の中で本当に救っていただけるのだろうかという思いが本当に強くしているというのがあって、そうしたところでどう行政が対応するのかということが大事になるというふうに思っています。

それで、その差し押さえについて、この間町独自でこれまでやってきた、いわゆる保険会計ができて50年近くなるそういう事業経験を持ちながらも、我が町であっても差し押さえをしていかざるを得ないという状況に来ているわけです。こういう中で本当にそういうことが増えないというふうに、こういうものを増さないというふうに、やっていけるというふうにならないかなと思うんですけれども、その辺でもう一度、答弁を願いたい。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） 保険税の関係につきましては、先ほど内容等の説明もあったところでありまして、現段階、算定の中では、我が町として増えていくのか、減っていくのかというのが実際ちょっとまだわからないところでございます。うちが1.4倍、1.5倍ということもありますけれども、厚真にいたっては倍ぐらいというような結果も出ております。そういった中で、非常に町村間の格差が続いております。これをなかなか一律的に持っていくというのは難しいので、そういった激変緩和、そういったものをどう図っていくのかというのはこれからの大きな課題というか、になろうかというふうに思っているところであります。

差し押さえ云々という、どうしても納められなくなったような個別的事情、そういったものもあって、今まで納付相談の中でやむを得ない事情にある者については、いろいろな納付の方法等も相談をしてきたところでもありますけれども、差し押さえに至るところについては、一定差し押さえる事情というものもあってやっているものというふうに思っており

ます。これから増えていく、増えていかないというのは、そういった状況も経済状況等もあるんですが、今までやってきたような町としての考え方、差し押さえに対する基本的な考え方、スタンスというのは変えていかないというふうには考えてございますので、御理解をいただければというふうに思います。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） いずれにしても、まだこれからのこの事業に対しては、いろんな課題があるわけでございます。問題なのは、住民の命と暮らしを守るという点でこの保険制度がどうあるべきかということが問われてきているということだというふうに私は思っています。本当に今問われているのは、住民の立場に立って、命を守る自治体としてこの国保の問題を取り上げていっていただきたいなど。今度の事業の中では、きょうはこれ以上質問しませんけれども、平準化の問題だとか、標準化あるいは統一化というようなことが出されそうであります。これらに対してやっぱりきちっとそれぞれの地域に応じた、それぞれの自治体に応じた内容というのがこれまでつくられていた経緯があるわけでありますから、今御答弁をいただきましたけれども、そうした方向で、ぜひ都道府県化によって一層保険料の支払いが困難になったり、これの使い方ができなくなったりというようなことのないように、ぜひとも声を上げて頑張っていただきたいということを述べて、次の質問に移りたいというふうに思います。

最後になりますが、教育問題で1点だけお伺いをさせていただきたいと思います。

大変な中で教育長さんが替わられてお引き受けになったということもありまして、御質問させていただきますが、この間学力テストの結果というのが新聞報道でも出されて、隣町がどうだとかというようなこともございました。これまで本町としてこの学力テストについては公表するということは一般的にはしないという立場をとっていたというふうに私は認識をさせていただいております。私はそれが大事だと思うのです。この学力テストをめぐっては、この間、学校での教えが、そのテストのためのそういったことが中心主義になってしまったり、ある県では学力テストのために授業全体の内容を変えてしまうとかというようなこともあるようでございます。あるいは、これらが単なる競争主義のあおりになっているというようなこともあって、本来子どもたちが受けるべき教育がなされていかないというような問題も出てきています。これらについて、我が町でのテストを受けての結果とそれらについての内容等をお考えになっておられるか、承っておきたいというふうに思います。

議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

教育長（長谷川孝雄君） ただいまの議員の質問に答えます。

全国学力学習状況調査に関する質問でございますが、義務教育の機会均等とその水準の維持、向上の観点から全国的な学力や学習状況を調査し、教育施策の成果と課題として検証し、改善を図るために実施するものとされております。対象者は小学6年生、本町では60名と、中学3年生、本町では57名の全員となっております。学力テストの試験科目については、国語、算数、数学となっております。同時に行われる学習状況調査については、その意欲や家庭における学習方法、学習環境、生活の側面、学校での環境や指導状況などを調査するものとなっております。

次に、本年度の結果についてですが、小学生については、国語、算数ともほぼ全道、全国平均を上回る好結果となりました。中学生では、全ての科目で全道平均を下回る結果となりましたが、昨年からは伸びており、全国平均と比べても5%台の差に縮まり、大きく改善されたと言えます。

教育委員会といたしましては、学力向上対策に取り組んでおりますが、ただ単にテスト結果を求めているものではございません。確かな学力を身につけるために学習環境や学ぶ意欲をどう高めていくかを常に考え、主体的に学ぶ力を育成した結果として学力テストの成績が上がる、そうした成果を推しはかる一つの物差しとして利用させていただいております。具体的には、家庭での学習時間を増やすためにテレビやゲーム、スマホの時間を少なくするよう指導しておりますし、早寝早起き朝ごはん運動、あいさつ運動など生活習慣を含めた指導や、読書時間を増やすことによる集中力、思考力の向上を目指して学校現場と連携して進めてきており、各家庭の理解を得てその成果がやっとならわれてきたものと考えております。

以上です。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） ありがとうございます。

これからも学力テスト、今後、文科省のほうはこれを高校の段階までという議論もされておるようでございまして、こうした競争主義といいますか、そういうものだけに活用されていくような方向であっては、本当に全ての子どもたちを情操豊かに教育していくというふうにはならない。今、一定の利用範囲のことも述べられましたけれども、そうした範囲にとどめながら、ぜひとも一般的な公表とかそういうものにならないように、今述べられたような

方向で進められることを願いながら、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

散会の宣告

議長（三倉英規君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時15分

平成28年第4回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

平成28年12月14日（水）午後1時開議

町長提出事件

- 第 1 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 2 議案第59号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件
- 第 3 議案第60号 東胆振広域圏振興協議会の廃止に関する件
- 第 4 議案第61号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第62号 むかわ町町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第63号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）
- 第 7 議案第64号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議員等提出事件

- 第 8 認定第 1号 平成27年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第 9 認定第 2号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第10 認定第 3号 平成27年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第11 認定第 4号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第12 認定第 5号 平成27年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第13 認定第 6号 平成27年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第14 認定第 7号 平成27年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第15 意見書案第14号 年金支給額抑制に反対し最低補償機能の拡充を求める意見書案
- 第16 意見書案第15号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書案
- 第17 意見書案第16号 J R北海道への経営支援を求める意見書案
- 第18 意見書案第17号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案
- 第19 意見書案第18号 大雨災害に関する意見書案

第20 所管事務調査報告の件

(産業建設常任委員会)

第21 閉会中の特定事件等調査の件

(総務厚生文教・産業建設常任委員会)

(議会運営・議会広報委員会)

第22 議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

1番	山崎 満 敬 議員	2番	佐藤 守 議員
3番	中島 勲 議員	4番	大松 紀美子 議員
5番	三上 純一 議員	6番	星 正 臣 議員
7番	長谷川 健 夫 議員	8番	小坂 利 政 議員
9番	山崎 真 照 議員	10番	津川 篤 議員
11番	北村 修 議員	13番	野田 省一 議員
14番	三倉 英 規 議員		

欠席議員(1名)

12番 木下 隆 志 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹中 喜之	副町長	渋谷 昌彦
支所長	大久保 利裕	会計管理者	藤井 清和
総務企画課長	高田 純市	総務企画課 主 幹	西 幸宏
総務企画課 主 幹	石川 英毅	総務企画課 主 幹	酒巻 宏臣
総務企画課 主 幹	鎌田 晃	町民生活課長	八木 敏彦

町民生活課 主 幹	飯 田 洋 明	健康福祉課長	高 橋 道 雄
健康福祉課 主 幹	今 井 喜代子	健康福祉課 主 幹	藤 田 浩 樹
産業振興課長	成 田 忠 則	産業振興課 主 幹	東 和 博
産業振興課 主 幹	松 本 洋	産業振興課 主 幹	今 井 巧
建設水道課長	為 田 雅 弘	建設水道課 主 幹	江 後 秀 也
建設水道課 主 幹	兄 後 敏 彦	地域振興課長	田 所 隆
地域振興課 参 事	萬 純二郎	地域振興課 主 幹	加 藤 英 樹
地域振興課 主 幹	中 澤 十四三	地域経済課長	藤 江 伸
地域経済課 主 幹	山 本 徹	国民健康保険 穂別診療所 事 務 長	石 垣 政 志
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	齊 藤 春 樹
生涯学習課 参 事	中 村 博	生涯学習課 主 幹	大 塚 治 樹
教育振興室長	金 本 和 弘	教育振興室 主 幹	田 口 博
選挙管理委員 会事務局長	高 田 純 市	農業委員会 事 務 局 長	大 友 三 成
農業委員会 支 局 長	藤 江 伸	監 査 委 員	辻 圓 治

事務局職員出席者

事 務 局 長 新 正 之 主 任 長谷山 美 香

開議の宣告

議長（三倉英規君） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午後 1時00分

議事日程の報告

議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第1、諮問第3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

町長（竹中喜之君） 諮問第3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件について御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における定員数5名のうち、穂別地区委員2人の任期が平成29年3月31日で満了するに当たり、人権擁護委員の候補者の推薦を行うために諮問をするものでございます。

1人目の候補者の清本正敏氏は、説明資料1ページの履歴調書にございますとおり、平成23年4月から人権擁護委員を務められております。豊かな社会経験と高い識見を有し、人権擁護委員としてきめ細かく相談業務に対応してくださっていることから、引き続き、適任者として考えているところでございます。

また、2人目の候補者の大浦恵美子氏は、説明資料2ページの履歴調書にございますとおり、平成26年1月から人権擁護委員を務められております。豊かな社会経験と高い識見を有し、人権擁護委員としてきめ細かく相談業務に対応してくださっていることから、引き続き、適任者として考えているところでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案について反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから諮問第3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり適任と認めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり適任と決定いたしました。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第2、議案第59号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

石川総務企画課主幹。

〔石川英毅総務企画課主幹 登壇〕

総務企画課主幹（石川英毅君） 議案第59号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件について御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

本件は、苫小牧市と締結しております定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に当たり、むかわ町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決事件となっておりますことから、今定例会に提案するものであります。

協定の変更内容について、別途配付されております議案説明資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

議案説明資料3ページをお開きください。

現行の協定につきましては、生活機能の強化に係る政策分野の福祉の項目が高齢者等の見守りSOSネットワークのみとなっておりますが、圏域内の障害のある方々が必要とする情報や安定したサービスを提供し、地域生活支援の機能を強化するため、本協定の別表第1(2)の福祉項目に新たに障がい者等の地域生活支援事業の実施を追加するものでございます。

追加内容につきましては、取り決めの内容、苫小牧市、むかわ町、それぞれの役割を記載してございますので、本資料をごらんくださいますようお願いをいたします。

以上、議案第59号の説明といたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第3、議案第60号 東胆振広域圏振興協議会の廃止に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

石川総務企画課主幹。

〔石川英毅総務企画課主幹 登壇〕

総務企画課主幹（石川英毅君） 議案第60号 東胆振広域圏振興協議会の廃止に関する件について御説明申し上げます。

議案5ページをお開きください。

本件は、東胆振広域圏振興協議会の廃止の協議について、地方自治法第252条の6の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本協議会については、東胆振広域圏に係る施策の促進や地域の振興・整備に関する連絡調整を目的に設置されておりましたが、現在、広域連携による施策については定住自立圏構想の推進により圏域の振興を図っておりますことから、本協議会の廃止について協議するものでございます。

今後は、構成する1市4町の議会の議決を受けて、東胆振広域圏振興協議会が廃止手続を進めていくこととなります。具体的な廃止手続のスケジュールについて、議案説明資料により御説明申し上げます。

議案説明資料4ページをお開きください。

本議会で議決をいただきましたら、1月に臨時総会を開催し、廃止手続等について確認を行い、3月に解散総会を開催して、3月末での廃止を正式に決定いたします。その後、各市町において4月1日付で廃止の告示を行い、協議会事務局から北海道知事宛てに廃止の届け出がされるというスケジュールとなっております。

以上、議案第60号の説明といたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号 東胆振広域圏振興協議会の廃止に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程4、議案第61号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中村生涯学習課参事。

〔中村 博生涯学習課参事 登壇〕

生涯学習課参事（中村 博君） 議案第61号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。

むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例。

この条例改正については、仁和小学校を平成28年度をもって穂別小学校に統合・廃止するため、条例の一部改正の提案をするものでございます。

議案説明資料の5ページをお開きください。

むかわ町立学校設置条例新旧対照表をごらんください。

別表第1、現行の下段、むかわ町立仁和小学校を、改正案では、このむかわ町立仁和小学校を削除いたします。

議案書にお戻りください。

むかわ町立学校設置条例の一部を次のように改正する。別表第1、むかわ町立仁和小学校

の項を削る。

この条例は、平成29年4月1日から施行するとしております。

議案第61号の説明といたします。よろしく御審議、御決定いただきますよう、よろしくお願ひします。

議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第5、議案第62号 むかわ町町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

萬地域振興課参事。

〔萬 純二郎地域振興課参事 登壇〕

地域振興課参事（萬 純二郎君） 日程第5、議案第62号 むかわ町町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の御説明をさせていただきます。

議案書 9 ページ、議案第62号をお開き願います。

本一部改正条例案は、富内銀河会館を町民会館として設置し、既存の富内生活館を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料の 6 ページ、新旧対照表をお開き願います。

まず、むかわ町町民会館の設置及び管理に関する条例の第 3 条に富内銀河会館の名称と位置を加え、下の別表及び 8 ページ目からの、次のページになりますけれども、別表摘要の表に富内銀河会館の使用料を区分ごとに加えるものであります。

また、10ページ、もう 1 ページ開いていただきたいんですけども、むかわ町生活館の設置及び管理に関する条例の第 3 条から、富内生活館の名称及び位置を除くものであります。

議案書 9 ページにお戻り願います。

本一部改正条例は、富内銀河会館の利用開始予定日である平成29年 3 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 むかわ町町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第6、議案第63号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第63号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,427万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億850万9,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出でございます。

2款総務費、町営バス等運営事業の77万3,000円の追加につきましては、今年度町有バスの修繕がかさんでおりまして、所要の額を追加するものでございます。

3款1項1目臨時福祉給付金支給事業の3,489万7,000円の追加につきましては、国の平成28年度2次補正において、経済対策の一環として平成28年度住民税非課税世帯の方を対象に、1人当たり1万5,000円の臨時的な給付が措置されることとなりましたことから所要の額を追加するものでございまして、全額国庫補助金を財源とするものでございます。

なお、給付の受け付けにつきましては平成29年2月からを予定をしており、年度をまたいで事務となりますことから、あわせて繰越明許費を設定し執行するものでございます。

5ページにお進みいただき、2目老人福祉費の住宅生活支援事業で152万4,000円の追加につきましては、デイサービス楽らくはうすを運営するライフケアほっぷの福祉車両購入について、北海道の地域づくり総合交付金が採択となりましたことから、間接補助事業として交付金と同額を追加するものでございます。

2項児童福祉費、こども園運営支援事業の1,885万1,000円の追加につきましては、認定こども園の園児増加に伴い保育事業負担金を追加するものでございまして、財源につきましては、国及び北海道からの負担金1,388万円と、残りは一般財源でございます。

児童措置費の1万7,000円の追加につきましては、児童手当に係る平成27年度道支出金の精算返還金でございます。

5ページから6ページにかけましての4款衛生費、母子保健推進事業の80万5,000円の追加につきましては、子育て環境の充実の取り組みとして、妊産婦に対し健康診査や出産に係る通院費用を助成する妊産婦安心出産支援事業を実施するため、所要の額を追加するものでございます。道補助金21万8,000円を財源としておりますが、北海道の補助基準に町独自で上乘せし、妊産婦の負担軽減を図るものでございまして、事業の概要につきましては別冊の議案説明資料の11ページにまとめてございますので、後ほどごらんいただくと幸いです。

その下の5款農林水産業費の1項2目地域農業推進事業の補正につきましては、担い手への農地集積を促進するため、貸し手側への支援といたしまして3件の該当者が生じたことから、機構集積協力金93万5,000円を追加するもので、全額道補助金を財源とするものでございます。

同じ農林水産業費の4目農業基盤整備事業につきましては、国の2次補正に係る経済対策としての配分がございましたことから、1,123万6,000円を追加するものでございます。内訳につきましては、1つ目は道営事業により整備しております稲里地区農道橋、2つの橋の耐震補強に係る町の負担分として追加するものでございます。内訳の2つ目は、田浦地区の用水路改修に係る地元負担軽減のため、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金で274万7,000円、財源につきましては道補助金137万3,000円で、残り一般財源とするものでございます。内訳の3つ目は、これらの公共工事の配分事業費の増に応じ、北海道土地改良事業団連合会の負担金が増加となり、3万9,000円を追加するものでございます。

6ページから7ページにかけての2項1目鳥獣対策事業338万4,000円の追加につきましては、当初から道の支援を受けて有害鳥獣の緊急捕獲対策を実施しておりますが、これまでの駆除実績を踏まえ、当初の1,332頭に加え、423頭分を追加するものでございまして、100%道補助金を財源としております。

3項1目の水産業振興費の184万9,000円の追加につきましては、漁業協同組合が整備する海水ろ過滅菌装置の設備整備に対する支援として当初から予算を計上させていただいている

ところでございますが、先般、北海道の地域づくり総合交付金の採択を受けまして、間接補助事業等の部分について所要の額の追加と財源調整を図るとともに、対象事業の実績に応じた予算の調整を行うものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

2 ページにお戻りいただきまして、14款国庫支出金につきましては、こども園の入園者数の増加に伴う保育所運営負担金891万2,000円と国の2次補正に係る臨時福祉給付金への給付費及び事務費に係る補助金として3,489万7,000円を追加するものでございます。

15款1項道負担金につきましては、こども園の入園者の増加に伴う保育所運営負担金496万8,000円を追加するものでございます。

2項道補助金につきましては、老人福祉費補助金で、デイサービス楽らくはうすを運営するライフケアほっぷの福祉車両購入事業に対する北海道の補助金、歳出と同額の152万4,000円、保健福祉費補助金で妊産婦安心出産支援事業に係る財源として21万8,000円、農業費補助金として機構集積協力金の財源として、歳出と同額の93万5,000円、農業競争力基盤強化特別対策事業の町負担金の2分の1に相当する137万3,000円、林業費補助金で有害鳥獣の緊急捕獲対策に係る補助が歳出と同額の338万4,000円、水産業費補助金で漁業協同組合の設備整備に対する補助金の財源として470万円となっております。

3 ページにお進みいただき、21款の町債につきましては、道営農業農村整備事業負担金の財源といたしまして840万円を追加するものでございます。

1つお戻りいただきまして、19款繰越金につきましては、歳入予算の調整額といたしまして496万円を追加するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、14ページをお開きください。

14ページは第2表繰越明許費の補正でございます。

こちらは地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して事業を行う必要から繰越明許費を定めるものでございます。事業の内容につきましては、歳出で御説明させていただきました3款民生費で臨時福祉給付金事業の3,489万7,000円のうち、3,423万9,000円。5款農林水産業費で、農村地域防災減災事業といたしまして農業基盤整備事業の補正全額の1,123万6,000円で、これらにつきましては、いずれも国の2次補正関係事業でございます。

9款教育費につきましては学校給食配送車購入事業で、車両可塑に関する特需がございまして年度内の納品が困難となりましたことから1,500万円を設定するものでございます。

13款災害復旧費につきましては、国庫負担により実施する復旧工事について先般査定が終

了いたしまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じたものについて繰り越すものでございます

続きまして、15ページの債務負担行為でございますが、今年度の異常気象及び台風被害を受けた農業者を対象に、むかわ農協及びとまこまい広域農協が経営再建や収入補填のため特別資金の貸し付けを実施することを受けまして、今年度に発生する借入利子年率1%に相当する額について支援するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、16ページにお進みいただき、地方債補正でございますが、歳出の農林水産業費で御説明させていただきました道営事業として実施しております稲里地区農道橋2橋の耐震補強に係る町負担の財源といたしまして、既定の額に840万円を追加し、1,560万とするものでございます。

以上で、議案第63号の説明を終了させていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

別冊むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書、事項別明細書1ページから7ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと、議案書つづり11ページから16ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正、第3表債務負担行為、第4表地方債補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第7、議案第64号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第64号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、国民健康保険特別会計の保険事業勘定第2号でございますが、第1条でございますが、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,210万を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,560万1,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出より御説明申し上げます。

2款保険給付費の一般被保険者高額療養費支給事業につきましては、この間高額療養費の件数が増加しており、高額療養費を1,100万円追加するものでございます。

10款諸支出金の一般被保険者保険税還付金の110万円の追加につきましては、過年度に係る保険資格の変更による過年度還付金が増加していることによるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、歳入の説明を申し上げます。

7款共同事業交付金の1,100万円の追加につきましては、一般被保険者高額医療費の財源として共同事業交付金が見込まれますことから、歳出と同額追加するものでございます。

10款繰越金の110万円の追加につきましては、一般被保険者保険税還付金の財源として追加するものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終了させていただきます。よろしく御審議、御決定ください

ますようお願い申し上げます。

議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

別冊むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書、事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと、議案書つづり17ページから18ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正の全般についての質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

認定第1号から認定第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、
採決

議長（三倉英規君） 日程第8、認定第1号 平成27年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第14、認定第7号 平成27年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、第3回定例会において平成27年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とし付託をしていたものでござ

います。このたび審査終了に伴い、お手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長から審査の経過と結果について報告を受けたいと思います。

なお、津川委員長は腰痛による手術後でありますことから、自席にて発言をお願いします。決算審査特別委員長（津川 篤君） 大変配慮していただき、ありがとうございます。

それでは、平成27年度むかわ町各会計審査特別委員会における審査の経過及び結果について御報告をいたします。

平成27年度むかわ町一般会計ほか3特別会計及び3事業会計の決算審査については、平成28年度第3回定例会において設置された本委員会にその審査が付託されたものであります。

本委員会は、9月27日開催の第1回委員会において、審査の方法及び審査日程を協議した結果、審査の方法については、審査を有効かつ円滑に進めるため事前に審査事項を取りまとめることとし、審査日程は10月27日から10月31日までの5日間としたところであります。

審査事項を取りまとめた結果、一般会計歳入で個人町民税課税非課税世帯数ほか8項目、歳出では、公共施設指定管理者委託事業についてほか60項目、国民健康保険特別会計（保険事業勘定）2項目、介護保険特別会計1項目、上水道事業会計1項目、下水道事業会計2項目、病院事業会計1項目の、決算全体で3項目、合計78項目でありました。

これらを審査項目として決定をし、説明員として所管の課長の出席を求め、内容及び対応の状況について、成果等について説明を受けた後、質疑及び意見交換を行い、慎重に内容について審査を行いました。また、審査最終日には渋谷副町長出席を得、7会計の決算について意見交換を行い、決算にかかわる委員から次の趣旨の意見が述べられました。

まず、ふるさと納税について、減額傾向にあるが、観光協会が今まで以上に事業の継続ができるように財源の確保、PR活動を考えてほしい。基金については60億を超えているが、町民サービス、低所得者の軽減対策を行っていただきたい。合併事業で作成したPR映像の成果を継続性を持たせ、まちづくりにつなげていただきたい。自治会、町内会のあり方については、行政と地域の連携を深めていただきたい。

以上の意見を受け、副町長から次の趣旨の考えが述べられました。

平成27年度決算について、歳出については大型事業により決算額が増えており、歳入については地方交付税が昨年より減少したが、予定した額が確保されている。また、ふるさと納税については大きく減少したが、今後に向けて課題を整理していきたい。さらには、地方消費税などの財源も増え、基金の積み増し、また新たな基金の創設など、安定した財政運営となっている。合併10周年を超え、地方交付税が逡減していく時期に入り、今後さらに厳しく

なっていくと思われる。また、町全体で人口減少が大きく、今後の交付税の影響を少しでも緩和していきたい。さらには、平成27年度むかわ町創生総合戦略を策定し、あわせて公共施設の総合管理計画にも着手し、持続可能な社会資本をどのようにしていくか課題であるという考え方も示されております。また、今後の財政運営を長期的に見ていく必要があることから、これらをもっと町の統一感に力を注いでいきたいという考えの趣旨が発言をされました。

以上の説明聴取、質疑及び意見交換の後、平成27年度にかかわるむかわ町一般会計ほか6会計を採決した結果、いずれも認定することに決定をいたしました。

最後に、審査に当たりましては、説明資料の提出に御配慮いただきました町理事者を初め、各課長及び関係職員に対し心から感謝を申し上げ、委員長報告とさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

議長（三倉英規君） 委員長報告が終わりました。

ほかの委員で補足発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） ほかになしと認め、委員長報告を終わります。

これから委員長報告の審査の経過及び結果について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、認定第1号から認定第7号までの7件について討論を行います。

討論は一括して行います。

認定に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成27年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から、認定第7号 平成27年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を採決します。

採決の順番は認定番号順といたします。

初めに、認定第1号 平成27年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件を採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成27年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成27年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成27年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成27年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件を採決します。
お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成27年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成27年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件を採決します。
お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成27年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成27年度むかわ町病院事業会計決算に関する件を採決します。
お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成27年度むかわ町病院事業会計決算に関する件は認定することに決定いたしました。

意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第15、意見書案第14号 年金支給額抑制に反対し最低補償機能の拡充を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） 意見書案第14号 年金支給額抑制に反対し最低補償機能の拡充を求める意見書案について御説明申し上げます。

国の年金制度は2013年から2015年度に「特例水準の解消」という名目で計2.5%削減されました。

2015年には、0.9%削減するマクロ経済スライドが初めて実施され、この4年間で公的年金はマイナス3.4%という大幅な目減りとなっています。

消費税増税と「アベノミクス」で物価を吊り上げながら、年金は減り続けるという悪循環から、高齢者・国民の家計は火の車です。地域経済の落ち込みや消費不振の原因ともなっています。

政府・厚生労働省が持ち出している新たな年金制度は、物価がいくら上がっても、現役世代の賃金がマイナスになれば、年金を下げるという法案の中身です。

政府は2019年に消費税を上げようとしています。消費税増税で物価が上がっても賃金が下がれば、年金は下がります。これでは、増税による物価上昇は反映されなくなる上、実質賃金の低下でさらに年金が下がるというダブルパンチです。

政府は賃金を上げると言いますが、そうであれば賃金が下がることに合わせた「年金改革」の必要はありません。

今、「貧しい年金」さらに削る政治が続く中「下流老人」「老後破産」などという言葉がメディアをにぎわせ、「高齢者の貧困」が深刻な社会問題となっています。

老後の生活保障の土台を壊し、地域経済を疲弊させる年金制度「改正」は撤回し、国民の家計を立て直し、将来不安を解消するために「際限なき年金削減」にストップをかけ、年金の増額・充実を図ることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

1番、山崎議員。

1番（山崎満敬君） 今の説明には感銘を受けるところもあるんですが、現役世代の方にこれ以上負担を強いるというわけにもいかず、現役世代の方が下がったからといって、自分たちが下がらないでうきうきしているということでは、若い人たちは納得はしてくれないんじゃないかというふうに思います。国民全体で、もし負があれば分かち合う、そういうようなことでないと、今後長年続く年金のシステムは維持できないのではないかと私は思います。

以上、そのような考えをもちまして反対意見とさせていただきます。

議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の発言はありませんか。

11番、北村議員。

11番（北村 修君） 年金支給額抑制に反対し最低補償機能の拡充を求める意見書に賛成の立場で討論しますが、今やられている年金制度の改悪法という内容は、多くの国民の皆さんが、年金を受けている世代の人もこれ以上減らしてほしくない、現役世代と言われる、これから年金を受給をするという世代の人たちも今のままでは、今のような賃金では安心してやっていけないということがございます。そういう中であって、現段階の年金改定の方向は、中身的には今説明されたように、物価が上がって賃金が下がれば年金額を引き下げるというものであります。

2019年に消費税が10%に引き上げられる予定になっております。こうした中で、さらに物価が上がって賃金が下がるという時代が続く可能性は大いにあります。そうしたときに、年金が下がってくるという事態になる。そうすると、今でも大変だ、介護保険料も国保税も払えないという世代がふえている中で、ますますそういう事態を引き起こすこととなります。

さきの意見の中に今、年金の基礎額を積み立てるのにどうするのか。これ以上、若い世代にという御意見もありました。しかし、今回の制度改定の中にはそのところの工夫が何もありません。安定的財源を求めるのであれば、高所得者に対する高負担、こういうものをまず検討していくべきです。さらに、株で投資して大損した年金基礎額、これらに対しての対

応も何もありません。全部、年金を受給する人たちにしわ寄せする、減額するという方向です。こういうことだけでは、いつまでたっても安心できる年金制度にはならないと思います。

そこで、この最低補償機能を拡充するというのは本当に大事なことだと思います。今の国会での決定はどうか、こういう方向で安心できる年金を求めていくことこそ大事な点だと思います。

さらに一言申し上げれば、この後、17号の意見書で地方議員の厚生年金への加入を求める意見書案が出されてきておりますが、議会案件にあったように、議員の皆さんに対する非常に報酬に対しての厳しい意見がございます。それだけ今、住民の方が大変なんです。この年金制度に、地方議員の厚生年金への加入、これは我々は積極的に推進できないという立場をとっております。出されたからには反対はしませんけれども、なぜかと、やはり今の年金制度に対する不満、そういうことがこの地方議員の年金のあり方についても非常に厳しい批判になっています。

こうした点を踏まえると、やはり、その以前にこの最低補償機能を拡充する、こういう立場を本町議会としてもきちっと住民の皆さん、そして政府のほうに示していく。これが非常に大事なことだというふうに思いまして、賛成の討論とするものであります。

議長（三倉英規君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（三倉英規君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第16、意見書案第15号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

津川議員におかれましては、先ほど申し上げましたけれども、腰痛手術後でありますので自席にての発言を許します。

10番（津川 篤君） それでは、意見書案第15号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書案、原文を朗読して説明にかえたいと思います。

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた施策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的な生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いを申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第17、意見書案第16号 JR北海道への経営支援を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川議員。

10番（津川 篤君） JR北海道への経営支援を求める意見書案。

11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持することが困難であると発表した。

この路線のいずれかが廃止になれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになる。公共交通機関としての役割を放棄するものであると言わざるをえない。

JR北海道は発足当初から、国の経営安定基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。

よって、国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、JR北海道の経営が自立できるよう財政支援を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いを申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第18、意見書案第17号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川議員。

10番（津川 篤君） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案の提案説明を申し上げたいと思います。

現在、全国の町村会が抱えている問題の一つとして、地方議員の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手が不足しているという深刻な問題があるわけです。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928町村のうち、およそ4割に当たる373の町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村で無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況にございました。

御承知のとおり、議員を退職した後、生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に、今後議会を担う若い世代の方に立候補を期待するものです。サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員在職期間は通算されず、老後に受ける年金も低くなっております。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりとかわるよう求めていく中、幅広い層の世代の方々が議員をやろうという、そういう環境づく

りを行っていかねばならないと思います。そのため、町議会議員の年金制度を時代に相応していくものにするもので、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆さんの御賛同をよろしくお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

以上です。

議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第19、意見書案第18号 大雨災害に関する意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番、佐藤 守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

2番（佐藤 守君） それでは、大雨災害に関する意見書案について趣旨説明をいたします。

北海道では本年8月、台風7、11、9号が合いついで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがある。

このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民のくらしや経済活動に多大な影響が生じている。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心してもとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。

については、この度の災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。

1、自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。

2、被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。

3、復旧だけではない水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。

一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。

4、住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

5、農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりの措置を講ずること。

6、大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。

7、被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。

8、異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をするものでございます。

よろしく御審議、御決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

所管事務調査報告の件

議長（三倉英規君） 日程第20、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり産業建設常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員長、報告はありませんか。

産業建設常任委員長（佐藤 守君） 別紙配付のとおりでございます。そのほかには特にございません。

議長（三倉英規君） 産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） これですべて委員長報告に対する質疑を終わります。

産業建設常任委員会の所管事務調査報告書については報告済みとさせていただきます。

閉会中の特定事件等調査の件

議長（三倉英規君） 日程第21、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議員の派遣に関する件

議長（三倉英規君） 日程第22、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり胆振東部市町議会懇談会が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

閉議及び閉会の宣告

議長（三倉英規君） これで、本定例会に付託された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第4回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時14分